

資料3

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理(案)

A: 論点として取り上げるもの

B: 担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの

C: 検討の対象外とするもの

※「関係省庁」欄は、建制順に並べており、最初に記載されている省庁が当該要望の取りまとめ省庁を表すものではない。

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理(案)

○ 検討に当たり考慮すべき事項

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	備 考
1	【未逮捕事件等の被害者支援】 現在の法律は、犯人逮捕を前提としたものが多い。未逮捕・無罪事件・冤罪事件など真犯人がいない事件や、犯人が精神障害者の被害者、医療過誤の被害者等についての支援も盛り込んでほしい。	策定方針	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様である。
2	【精神障害者による犯罪の被害者に対する支援】 精神障害者による犯罪の被害者に対する物・心両面の十分なケアがなされるべきである。	策定方針	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様である。
3	【犯罪被害者等の人権の保障】 日本が批准している国際人権条約、条約機関の勧告、国連ガイドラインに沿った「尊厳」、「人権」を保障してほしい。	基本方針	
4	【各種施策等の徹底】 基本法の理念や各種施策が徹底されていない。管轄や地域、各担当者の裁量によって、対応の差が出ないようにしてほしい。	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
5	【個々の犯罪被害者等の事情に応じた支援】 各種施策について、努力義務(～するよう努める)となっていることが多いので、必要的手続に改める。例えば、犯罪被害者等通知制度は、被害者からの申出に関わらず、通知することを前提とする。正常な判断を下しにくい被害者に利用の選択を迫ることは不親切である。	基本方針	
6	【犯罪被害者等が受ける被害に適切に対応した支援の推進】 犯罪被害者等が受ける被害は、一過性で済むものではなく、10年20年を越え、生涯にわたり背負い、苦しみ、わが身を責め苛み、引きずり続けなければならないことを、犯罪被害者等基本計画に盛り込んでほしい。また、犯罪被害者支援の内容が、犯罪被害者等が実際に接する現実から乖離することがないよう、しっかり推進する旨を盛り込んでほしい。	基本方針	

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	備 考
7	【トータルな視点に基づく福祉サービスの提供】 犯罪被害による日常生活の支障に対して、生活保護支給・就職等による経済基盤の安定、転居等による生活の確立、ヘルパー派遣による日常生活支援などトータルな視点に基づく「福祉サービス」の提供が必要である。	基本方針	
8	【どこにいてもいつでも受けられる支援の実現】 犯罪被害者等基本計画において、「どこにいてもいつでも受けられる支援の姿」を実現する具体的な施策を明示し、民間団体、被害者等支援関係機関、国及び地方公共団体が計画的に取り組んでいくべきである。	基本方針	基本計画は、犯罪被害者等が必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、具体的な施策を定めるものである。
9	【犯罪被害者等基本法の理念の実現】 犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者等の尊厳と権利が謳われているが、いまだ十分に実現されていない。その根底に何があるのか、課題は何かということを前書き等で明確にした上で、重点項目や具体的施策につなげてほしい。	重点課題	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
10	【個人事業主に対する十分な配慮と具体的施策の必要性】 現行計画の「雇用の安定」については、被害者が個人事業主である場合の視点が欠けている。個人事業主は、生活と雇用が一体的な関係にある。個人事業主にとっては、事件事故の被害に伴い生じた生活の混乱からいち早く回復し、生業を円滑に行えるような状態にすることが何よりの救済策である。個人事業主は風評被害を受けやすく、マスコミの取材・報道、周囲からの好奇の目、同業者や取引先等からの忌避的な態度など不利益な場面に直面しやすい存在である。このような社会的に見て零細かつ脆弱な個人事業主にも十分な配慮が必要であり、具体的な施策の必要性がある。	重点課題	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
11	【社会保障制度の適切な活用】 犯罪被害者等が利用できる社会保障制度について、犯罪被害者等によって適切に利用されているのか確認できる状態にない。犯罪被害者等施策の今後の展望を考えると、本来利用できる現行の社会保障制度を利用した上で、犯罪被害者等の生活課題が改善されない場合には、社会保障制度若しくは犯罪被害者等の施策の一部改正について検討していくことが必要である。	推進体制 (1)～(3)	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
12	【犯罪被害者等施策推進会議等への遺族等の同席による意見の反映】 犯罪被害者等施策推進会議等に遺族も幅広く同席でき、意見が反映される仕組みづくりに取り組んでほしい。	推進体制 (4)	基本計画の見直しに当たっては、被害者及びその遺族等から意見・要望を聴取しており、これらの意見等を踏まえて、犯罪被害者等施策推進会議等の場で議論されている。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	備 考
13	【基本計画策定・推進専門委員への犯罪被害者等の追加】 施策の検討メンバーに犯罪被害者等を加えてほしい。 バランスを持たせるため、交通事故犯罪被害者団体から代表1名を必ず参加させる旨盛り込んでほしい。	推進体制 (4)	検討体制に関する要望であり、基本計画に直接盛り込むべき事項でない。なお、会議の構成員は、関係行政機関の職員及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとされており(犯罪被害者等施策推進会議令第2条)、現在も犯罪被害者等が専門委員に任命されているが、個人の見識に着目していることから、構成員について、犯罪の種別を限定することは好ましくない。
14	【被害者の声を活かした施策の推進】 各省庁や各分野における施策の実施において、被害者の声を活かしてほしい。	推進体制 (4)	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
15	【国民の声を取り入れた施策の推進】 子ども、若者、高齢者の声に耳を傾け、その声を拾い上げるような施策を盛り込んでほしい。	推進体制 (4)	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
16	【基本計画に盛り込まれた各施策の実施状況の検証・評価】 基本計画を見直す前に、現在の基本計画に盛り込まれた施策が適切に実施されているか検証し、その結果を公表する。	推進体制 (6)	第2次基本計画に盛り込まれた施策の実施状況については、検証し、評価することとしている。
17	【施策の進捗状況に関する報告】 基本計画の中において検討期限が明示されている項目について、その経過について報告する旨を盛り込んでほしい。また、それ以外の施策であっても、進捗状況を報告してほしい。	推進体制 (7)	毎年、犯罪被害者白書において、政府が講じた犯罪被害者等のための施策を公表している。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
18	【法テラスにおける着手金算定の改善】 法テラスが算定する着手金等は、基本的に訴額を基礎として所定の報酬規定に基づいて、決定されている。しかし、着手金等は、訴額のみならず、訴訟の難易、社会的意義など諸般の事情を考慮して柔軟に運用されるべきものとする。	1 2 179	C	法務省	着手金等の額については、現行上、訴額のみならず、事件の難易度も考慮した上で決定している。 他方、社会的意義については、その程度を客観的に判断するのは困難であると思われるので、これを着手金等の考慮要素とするのは相当ではない。
19	【弁護士に対する被害者支援に関する研修】 弁護士に対する被害者支援に関する研修が必要である。刑事弁護に従事することが多い弁護士に対しても、被害者の心情に配慮するなど被害者支援に関する専門性を身に付けてほしい。また、多くの犯罪被害者等は、その心情、特に処罰感情が峻烈であるほど、弁護士に対して、自分達の声を率直に、ありのままを法廷に伝えてもらいたいと感じているところである。被害者の声なき声に耳を傾け、真摯にその声を拾い上げ、丁寧に法廷に伝えてもらえるよう、被害者代理人の弁護士にも相応な心得が必要である。	2 179	B	法務省	日本司法支援センターの職員である常勤弁護士に対する研修としてB
20	【弁護士等に対する各種制度の周知等】 司法修習生に対して最高裁判所が、弁護士に対して法テラスが、それぞれ被害者参加制度及び損害賠償命令制度の趣旨を周知するとともに、被害者に二次被害を与えないような指導・研修を徹底してほしい。	2 57 179	C B	法務省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であることから、司法修習生についてはC 日本司法支援センターの職員である常勤弁護士に対する研修としてB
21	【カウンセラー同席費用立替制度の条件緩和等】 日本司法支援センターによる「カウンセラー同席費用立替制度」について、警察等への相談が条件となっているが、これを緩和し、より利用しやすくしてほしい。被害者に同席できる範囲を、カウンセラーだけでなく、家族や支援者など犯罪被害者等が望むすべての方に拡大してほしい。 また、被害者が警察や弁護士（法テラス以外）と打ち合わせをする際の支援員の同席についても、「カウンセラー同席費用立替制度」の対象にしてほしい。	3	C	法務省	現在のカウンセラー等付添人費用の援助制度においては、損害賠償命令申立対象犯罪の被害者等を対象とし、本制度を利用するためには、捜査機関に対して被害申告するなどして、対象犯罪として認知されていることが必要となっている。 制度導入時に捜査機関に申告しない者に対する援助も検討されたが、損害賠償命令申立対象事件は、その被害者が捜査機関に被害の届出をしないで、敢えて損害賠償責任の追及のみを選択することは想定されないことからその援助の範囲を限定している経緯があり、現在においてもその状況に変化はないと考えられる。 また、本制度で犯罪被害者等に付き添うカウンセラー等の狙いは、その付添支援により、被害者の精神的安定を図り、弁護士等が訴訟に必要な情報や本人の意向を覚知することを容易にすることで、適切な損害賠償請求等の準備、追行を実現することにあるところ、警察等との打合せはその趣旨に合致しないため、対象範囲の拡大にはなじまない。
22	【公費による弁護士費用等の負担】 被害者支援が加害者支援に劣ることがあってはならない。被害者が無料で弁護士を依頼できるようにしてほしい。被害直後からの弁護士費用と損害賠償請求に係る費用を公費負担してほしい。被害者にも当番弁護士及びその後も継続して支援を行う支援弁護士を国費で付けてほしい。	1 2 179	C	法務省	(被害者参加弁護士について) 国選被害者参加弁護士の選定請求に関する資力要件については、第2次基本計画に基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正(平成25年法律第33号)によりその要件を緩和しており、措置済みであるため、今回の検討対象外とすべきである。 (刑事法律扶助制度について) 当該要望事項は、いわゆる刑事法律扶助制度の創設を求めるものであると解されるところ、このような制度一般の創設については、厳しい財政事情の下で、国費支出の合理性の観点から、慎重に検討されるべきである。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
23	【被害者に対する情報提供の充実】 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度、刑事和解、損害賠償命令制度等は、特に被害者に知られていない。被害者が十分な情報を得て、自らの意思で選択することができるよう、被害者が利用可能な制度等について100%情報提供がなされる仕組みを作るべきである。	4 5 10 117 153 162 170 172 173 184	B	警察庁 法務省	
24	【受刑者作業報奨金の損害賠償への充当】 受刑者の作業報奨金を損害賠償に優先的に充当する制度的な担保が必要である。複数の被害者の損害賠償請求権が競合し、これに対する加害者の資力が不足するケースでは、もっとも経済的に不利な状況に置かれた被害者に対して、優先的に作業報奨金の支払がなされることが望ましい。	10	B	法務省	
25	【加害者の損害賠償債務の国による立替払制度】 犯罪被害者等が、民事訴訟を提起しても、相手方に支払い能力がない場合が多く、ほとんどの犯罪被害者等は納得できないまま泣き寝入りしている。立替払制度については、地方公共団体で金額は低いものの実施されているところがあり、国においても、一定の立替限度額を設けるなどし、立替払制度を創設してほしい。禁錮中の加害者にあっては、労働・作業等で国に返済するような仕組みにしてはどうか。	10	C		経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。
26	【加害者の損害賠償責任の実現】 加害者の損害賠償責任を実現させる新たな方策を講じてほしい。	10	A		加害者の損害賠償責任の実現方策としてA(除:立替払制度) (犯罪被害者等が民事訴訟において債務名義を得、かつ、加害者に資力があるかもしれないにもかかわらず、損害賠償が実現されない場合がある。このような現実には、犯罪被害者等の中には、刑事裁判において加害者は弁償する旨述べ、刑が減輕されたにもかかわらず、弁償が実現されないこと等により、国に対する不信感さえ抱く者さえいる。 そこで、本要望に対して、強制執行制度があることを前提に、加害者(債務者)の住所や債務者財産の調査等を容易にするための方策などこれを実行し易くするための犯罪被害者等に特化した何らかの取組ができないか検討する必要がある。)
27	【刑事法における犯罪者等の賠償責任の明確化】 犯罪者と親の責任・賠償を刑事法に制定しなければ、誰も賠償の責を負わず、犯罪の抑止とはならない。遺族は裁判で勝訴しても、賠償金も得ずに裁判費用を負担している。	10	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
28	【損害賠償命令制度の拡大】 損害賠償命令制度の適用対象を過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大してほしい。		C	法務省	損害賠償命令制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。
29	【被害弁償受領拒否に対する供託制度の活用】 加害者が被害者に被害弁償をしようとしても拒否される場合には、供託所に供託し、供託をした事実を被害者に通知し、被害者が被害弁償を受けたいと思った時、そこから引き出せるようにしてほしい。被害者がこれで全部の弁償が終わったと思わないときには、「被害弁償の一部として受領する」など被害者の細かい意思を記録した上で、供託所から引き出す制度を創設してほしい。 また、長期間(10年以上)受取りがない場合には、国庫に帰属するものとし、その原資を元に犯罪被害者等施策を目的とした財団に補助金を支給する制度を作してほしい。		C		加害者が被害者に被害弁償をしようとして拒否された場合は、通常の弁償供託と同様に民法第494条に基づく供託が可能であり、この供託をした者(加害者)は同法第495条第3項により被害者に供託の通知をしなければならないこととされている。そして、被供託者(被害者)が供託金の払渡しを受ける際には、払渡請求書の備考欄に「被害弁償の一部として受領する」などと記載しておくことで被害者の意思を記録として残すことが可能である。また、供託金の払渡請求権が民法の規定により時効で消滅したことが判明した場合は、当該供託金は国庫に歳入納付される。 以上のことから、「C」とすることが相当と考える。
30	【損害賠償制度の自賠責保険への一本化等】 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、交通事故の保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させる。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように実態把握に努める。	6	C	国交省	自賠責保険は、すべての自動車ユーザーが保険契約を締結できるよう、被害者の救済に必要な基本的な金額を確保しつつも、自動車ユーザーに過度の負担を強いることがない保険料を設定しているところであり、自賠責保険の支払額を無制限とすることは、自賠責保険料が高額となり、強制保険の性質上適当でない。 なお、支払限度額や支払基準については、賃金・物価水準や裁判、示談等の実態を踏まえて策定しており、公正な認定については、損害保険料率算出機構による調査等の仕組みがすでに存在している。
31	【水上オートバイの強制保険制度の導入等】 特殊小型船舶(水上オートバイ)に対する強制保険制度及び加害者が強制保険に加入していない場合の政府保障事業を新設してほしい。操船技術が未熟で事故を起こしている現状から、特殊小型船舶操縦免許の講習時間(実技)を延長してほしい。 また、被害者に対する給付金による支援など支援制度を確立してほしい。	6 9	C	国交省	水上オートバイ事故はその多くが無免許操縦、酒酔い操縦、危険操縦等の海上法規違反によって引き起こされていたことから、平成24年3月、運輸安全委員会から国土交通大臣に対して、操縦者に対する周知啓蒙・安全指導に努めるよう意見が出された。 この意見を踏まえて、国土交通省は、関係法規の遵守がなされるよう免許の取得・更新時の操縦者に対する教育の充実、海難防止のための意識の高揚啓発、関係機関・団体と連携したパトロール活動等を実施している。 これらの対策により、まずは、操縦者による関係法規の遵守を徹底し、被害者を発生させないことが重要であると考えている。 なお、水上オートバイ事故により、平成25年には死者・行方不明者7人、負傷者54人が発生している。
32	【反社会的勢力による自動車損害保険への加入】 反社会的勢力に対しても、被害者救済の観点から、自動車保険の加入を認めるべきである。反社会的勢力を保険に加入させないとすると、交通事故があったとき、被害者が救済されず、理不尽である。	7	B	金融庁	
33	【警察官に対する犯罪被害給付制度の研修等】 警察官に対して、犯罪被害給付制度を周知徹底するための研修を実施してほしい。	12	B	警察庁	

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
34	【犯罪被害給付制度の手續の簡素化等】 支給手續を簡素化・迅速化してほしい。犯罪被害者等給付金の裁定に関して、その結果の理由を詳細に説明してほしい。	12	B	警察庁	
35	【犯罪被害給付制度の運用改善等】 償還払いではなく、前払いや受領委任払いなど被害者の負担にならない運用に改善してほしい。	12	B	警察庁	犯罪被害者等給付金の裁定に当たっては、犯罪被害の事実、負傷・疾病の程度等を適正に調査・認定することが必要であり、その支給方法について、いわゆる前払いや受領委任払いにすることは困難であるが、犯罪被害者等の要望を踏まえた仮給付の活用による犯罪被害給付制度の運用改善としてはB
36	【犯罪被害者等給付金の減額調整の見直し】 現在の犯罪被害者等給付金にあっては、地方公共団体から支給された見舞金等と減額調整される制度となっている。各地方公共団体がその地域に合わせた給付範囲や金額を設定するためにも、犯罪被害者等給付金支給において減額調整されないことが望ましい。	12	C	警察庁	犯罪被害者等給付金は、地方公共団体から支給された見舞金との併給調整は行っていない。
37	【犯罪被害給付制度の申請制限の見直し】 請求者が、犯罪被害者等給付金を申請できることを知った時から時効を起算すべきであり、「事件が発覚せず、手続きができなかった場合は、時効はその限りではない」等の法改正をしてほしい。	12	C	警察庁	犯罪被害者等給付金の申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年又は発生した日から7年であり、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるの特例が設けられているところ、事件が発覚せず、上記原則の期間内に申請をすることができなかった場合は当該特例の対象となるものと考えられる。
38	【うつ病の補償】 事件から数年後に「うつ病」等が発症することもあるが、明確に救済する法が定められていない。「時効を7年」とする補償を創設してほしい。	12 17	C		(要望が犯罪被害者等給付金に関することであれば)犯罪被害者等給付金の申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年又は発生した日から7年であり、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるの特例が設けられている。
39	【犯罪被害者等給付金の遡及適用】 第1次基本計画の中で犯罪被害者等給付金が一定額引き上げられている。この引き上げ自体も十分なものではないが、遡及適用されず、真に困っている被害者がとり残されている。遡及適用に漏れた犯罪被害者に対する支援制度を検討してほしい。真に困っている者については、憲法上の国民平等の原則に鑑みて、特別の支援措置がなされるべきである。なお、オウム真理教被害者については、時効に関係なく特別立法で遡及して支給されている。	13	C	警察庁	遡及適用については、いつの時点まで遡るかについて公正かつ合理的な基準を設けることが極めて困難であること、また、遡及を認めることとした期間の前後で取扱いに差異が生じることなどことから、公平性の観点で問題がある。 また、遡及適用については、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、「新たな法制度を遡及適用することはしないものとする」との結論が出されており、これを変更する特段の事情が認められない。 さらに、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律は、国において、オウム真理教犯罪被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにするという目的を実現するために過去の事件を特定して救済するものとして立法されたものと承知しており、一般的な遡及による犯罪被害者の救済とは意味が異なるものとする。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
40	【自動車責任賠償保険政府事業と同程度の補償】 交通事故だけでなく、一般の被害者に対しても、自動車責任賠償保険政府事業と同程度の補償を求める。	13	C	警察庁	経済的支援に関する検討会最終取りまとめにおいて、給付水準の引き上げ指針について「自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険者による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである」との結論が出され、これを踏まえ、平成20年、犯罪被害者等給付金の最高額を自賠責並とする法改正が行われたところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。
41	【犯罪被害者等給付金等の在り方】 犯罪者の責任と賠償が確立していない現状において、国等が安易に補償だけを考えることに賛同することはできない。犯罪を増長する要因になることも否定できない。 また、同年代が殺害された場合であっても、大卒・高卒・中卒で、支給に大きな隔たりがある。考慮すべき点はあるとしても、できる限り平等に支給してほしい。命の平等を考えた支給が原則である。	13	C	警察庁	遺族給付金及び障害給付金は、犯罪被害者が勤労に基づいて通常得ていた収入日額をもとに算定した給付基礎額に、遺族給付金については犯罪被害者と遺族の間の生計関係の維持の有無、障害給付金については犯罪被害者が負った障害の程度を、それぞれ考慮して定められた一定の倍数を乗じて得た額を支給することとしているため、それら犯罪被害者の収入の多寡、遺族との生計維持関係により給付金の支給額に差異が生ずるものである。 また、犯罪被害給付制度においては、犯罪行為が行われた当時における犯罪被害者の年齢層に応じて、当該年齢層の労働者の平均賃金を勘案して定めた、給付基礎額の最高額及び最低額を定めているところであり、年齢によっても支給額に差異が生じるものである。 こうした、犯罪被害者の被害時の収入や年齢層ごとの労働者の平均賃金を考慮して定めた給付基礎額に一定の倍数を乗ずるという算定方法は、労働災害補償制度等の他の災害給付制度を参考に定めたものであり、他の制度との均衡からみても適切な算定方法であると考えられる。
42	【犯罪被害者等給付金の不支給要件の見直し】 DV、児童虐待など家庭内での犯罪は少なくない。例えば、親がその配偶者に殺された遺児、親族からの暴力で後遺障害が残った場合等にもスムーズに犯罪被害者等給付金が支給されるようにすべきである。	13	B	警察庁	第2次基本計画に基づき、犯罪被害給付制度の拡充について検討がなされ、提言が取りまとめられ、これに基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部が改正され、児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し等が行われたところ、犯罪被害給付制度の円滑な運用、職員の教養等としてB。
43	【親族間犯罪における犯罪被害者等給付金の見直し】 親族間犯罪における犯罪被害者等給付金の取扱いにあつては、支給することを原則とし、不支給・減額を例外とすべきである。	13	C	警察庁	犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度に関する検討会の取りまとめにおいて、「現時点で、現行法上の原則と例外とを入れ替えるべきであるとの合意には至らなかった」とされており、これを変更するほどの特段の事情が認められない。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
44	【犯罪被害者等給付金の不支給・減額の在り方】 被害者の過失等を理由とする犯罪被害者等給付金の不支給・減額措置について、現在の裁定制度の下では一挙に3分の1の金額が減るようになっている。このような減額裁定は乱暴であり、するべきではない。 また、親族間犯罪の場合の犯罪被害者等給付金の不支給・減額でも同様に行われているが、今日の家族関係の実態を考えた場合、不合理である。犯罪被害者等給付金は、被害者の事件後の生存のための生活保障となるのであるから、刑罰的発想でなく生活保障の考え方に立つべきである。	13	C	警察庁	犯罪被害給付制度の創設当初において、犯罪被害者に何らかの責めに帰すべき行為があった場合には、給付金の全部を支給しないようにするという制度設計も考えられたところ、被害者の帰責性については、軽いものから著しいものまでが連続しており、支給するか、しないかの二つの場合に分けてしまうことは、帰責性の軽い者にとって酷な結果をもたらすことになり、また運用上も難しい問題が生ずることから、被害者の帰責性が著しい場合は給付金の全部を支給しないこととし、そこまでには至らないものには一部を支給しないこととするという制度設計が現実的であると考えられたものである。 さらに、一部を支給しない場合にあっては、その責めに帰すべき行為の程度に応じ、軽いものについては3分の1、相当なものについては3分の2を支給しないこととしているが、この割合については、被害者の帰責性を踏まえた適切で柔軟な裁定が可能となる点において一定の合理性があると考えられるところ、減額の割合を更に細分化するほどの特段の事情が認められない。 また、親族間犯罪の取扱いについては、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度に関する検討会の取りまとめにおいて、「現時点で、現行法上の原則と例外とを入れ替えるべきであるとの合意には至らなかった」とされており、これを変更するほどの特段の事情が認められない。
45	【犯罪被害者等給付金の見直し】 重傷病給付金の受給条件は、3日以上入院となっている。家庭の事情等により入院を避けて通院することを選択した場合、受給対象にならない不公平がある。条件の緩和について検討してほしい。入院を必須条件とするのではなく、加療日数、全治何日という基準に改正してほしい。 また、障害給付金では、火傷の傷跡について後遺障害として給付金が支給されているが、形成外科で手術を行い、跡がなくなった場合には、給付の対象とならず、治療費として認定されない。これは、制度的不備であり、見直しについて検討してほしい。	13	C	警察庁	(前段) 重傷病給付金の支給要件の一つである入院要件については平成18年の政令改正において、重傷被害者の入院実態等を踏まえ、14日間から3日間へと短縮したところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない(なお、精神疾患については入院要件に代わるものとして、3日以上労務に服することができないことを要件としている。))。 (後段) 障害給付金は、犯罪被害により障害が残った者に対し、その障害の程度に応じて支給されるものであることから、障害が残っていない場合には支給の対象とはならない。また、重傷病給付金は、犯罪被害者の保険診療の自己負担分(及び休業損害を考慮した額)が支給されるものであることから、治療が保険診療外のものであれば重傷病給付金の対象外となる。こうした給付対象、給付内容の在り方について、変更するほどの特段の事情は認められない。
46	【犯罪被害給付制度の拡充】 犯罪被害給付制度を拡充してほしい。 犯罪被害者等給付金は、現行、「遺族給付金」、「重傷病支給金」、「障害給付金」の3種類であるが、これに「生活支援金」を加えてほしい。対象としては、自宅が被害場所に住めなくなる場合の転居費用、被害を受けたことにより生活が困窮した被害者・遺族の当面の生活費用等が挙げられる。この生活支援金は、後日、国が加害者に請求する。被害者・遺族が損害賠償請求をして賠償金を得るには相当期間がかかるし、裁判で勝訴しても現実に賠償金を得ることは極めて少ない。	13	C		犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
47	【未解決事件被害者に対する「慰謝料」等の支給】 未解決事件の被害者は損害賠償を求める相手方が不明であるが、これは犯人が逮捕されないからである。犯人を逮捕できなかった事情は種々あると思うが、国の道義的責任として一定の補償「慰謝料」等を支給すべきである。	13	C		国に法的責任があると認められる場合は、国家賠償法に基づく賠償が認められる。また、犯人が未検挙であったとしても、要件を満たせば犯罪被害給付金の支給は可能である。
48	【国外での被害者に対する経済的支援の充実】 国外における被害者に対する経済的支援を充実してほしい。「海外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案」が検討されているが、この法案が成立・施行された場合には、当該制度について、国外犯罪被害者や関係機関に周知してほしい。また、支給額について犯罪被害者等給付金と差が生じる場合には、その拡充について検討してほしい。 海外で被害に遭われた方は、犯罪被害者等給付金の対象外になるが、起訴された事件の被害者については、事実確認ができていますので、救済対象となるよう法整備してほしい。	13 190	(前段) B (後段) C	内閣府 (犯被) 警察庁 外務省	(後段) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会において、犯罪被害給付制度をそのまま国外犯罪に適用拡大させるべきとの結論には至らなかったところであり、これを変更する特段の事情が認められない。
49	【被害者手帳制度等の創設】 障害者手帳と同様な社会的サポートが得られる「被害者手帳」を作してほしい。医療機関までの送迎、公共交通機関の割引、衣食住に関する生活サポートが必要である。 犯罪被害者と認定されたら、必要な医療、カウンセリング、法律相談等が無料で受けられる(国が費用を負担する)「犯罪被害者制度」を創設してほしい。	13 14	C	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなど意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
50	【抜本的な犯罪被害者補償制度の創設】 犯給法の改正ではなく、被害者が事件前の生活を取り戻すことができるようにするため、下記のような内容の抜本的な犯罪被害者補償制度を創設してほしい。 ① 犯罪被害者等基本法の趣旨に照らし、見舞金ではなく、被害者には補償を受ける権利があることを明確化すること。 ② 犯罪被害を受けたことで生活保護を受けることになることは尊厳を踏みにじるものであるから、これを避けるようにすること。 ③ 事件前の平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、途切れない支援が不可欠であるから、一時金の支給とともに、被害前の収入と事件によって減収した被害後の収入の差額を、年金方式で補償すること。 ④ 但し、公平を図るため、他の社会保障制度による給付額を被害後の収入として算定することで、併給調整できるようにすること。他方、加害者からの賠償金については、併給調整の対象から外すこと。 ⑤ 犯給法、施行令、施行規則、通達等は主に通り魔事件を念頭においているため、親族関係・取引関係・交友関係など一定の人間関係がある時の犯罪については、不支給又は減額としていたが、殺人事件等は一定の人間関係があるところに発生する方が事例としては圧倒的に多いので、そのような制限は設けないようにすること。 ⑥ 治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用や介護費用、通院交通費等の「医療関係費」は緊急性が高いので、全額無償とし、かつ現物給付とすること。 ⑦ 過去の被害者であっても今も困っている人は多く、その人たちを放置することは正義に反するので、そういう被害者に対しても、現在かかっている医療関係費は現物支給とし、かつ将来にわたって年金を保障するようにすること。	13 14	C		犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害者・遺族に、平均収入相当を上限として事件前の生活水準を補償するという考え方をとることについては、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度(年金型(生活保障型)制度)について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。
51	【カウンセリング費用の公費負担等】 心理療法・カウンセリング費用の公費負担を実現してほしい。警察に届け出ていない被害者にも適用できる制度を新たに作ってほしい。これらについて、上限なしの実費を公費で負担し、被害者の帰責性は問わない。 臨床心理士について、早急に国家資格とし、保険適用を可能にするべきである。	14	(前段) B (後段) C	(前段) 警察庁 (後段) 文科省 厚労省	警察庁で行われている「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」の検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 臨床心理士の国家資格については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
52	【性暴力被害者に係るカウンセリングの担い手】 性暴力被害者に係るカウンセリング費用の公費負担における制度設計に当たっては、担い手の資格という観点からではなく、性暴力被害者支援に関する十分な知識・経験を重視してほしい。	14	B	警察庁	警察庁で行われている「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」の検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
53	【強姦被害者に対する国による補償制度の創設】 強姦被害に遭えば、大きなダメージを負うことは明らかであるが、犯罪被害者等給付金を受給する手続は簡単ではなく、時間もかかる。支給されるのを待っている間、病院に行きたいけれども、お金がないという事態になることもあり得る。したがって、「強姦にあった」という一事をもって、一定の補償(500万円)を国がなすべきである。虚偽申告については、罰則を設けて対処すればよい。	15	C		経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、国の制度である犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るとともに、申請から裁定までの期間が審査などにより比較的長く要するなど制度運用上の制約もあることから、「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸付・給与することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」とし、国の制度を補完する意味も含めて、地方公共団体独自の応急的な経済的支援を実施することを促している。これを変更する特段の事情がない。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
54	【国による見舞金制度等の導入】 国による見舞金制度や貸付制度を導入してほしい。	15	C		経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、国の制度である犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るとともに、申請から裁定までの期間が審査などにより比較的長く要するなど制度運用上の制約もあることから、「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸付・給与することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」とし、国の制度を補完する意味も含めて、地方公共団体独自の応急的な経済的支援を実施することを促している。これを変更する特段の事情がない。
55	【地方公共団体による見舞金の見直し】 地方公共団体による見舞金の支給については、責任が存在する場合のみに認められるものであり、安易な支給は避けるべきである。	15	C	内閣府 (犯被)	地方自治の尊重の観点からC
56	【見舞金制度等に関するガイドラインの作成】 被害者に対する見舞金制度の内容にあつては、各地でばらつきがある。最終的には、各地方公共団体の判断に委ねられるものの、見舞金制度の基本的な骨格について、国としてガイドラインを作成し、全国に配布・周知徹底してほしい。	15	B	内閣府 (犯被)	地方公共団体による見舞金制度等の導入促進としてB
57	【地方公共団体による見舞金制度等の導入促進】 見舞金等の支給制度、生活資金等の貸付制度、立替支援金制度、公営住宅の優先入居制度、生活に必要な現物支給制度の導入について、地方公共団体に対する要請を徹底してほしい。	15 20 27	B	内閣府 (犯被) 国交省	
58	【生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外の統一的取扱い】 被害後、生活保護を受けていたが、犯罪被害者等給付金は収入除外とされていないとの市側の説明を受け、生活保護が停止となった。担当の裁量で変わると聞き、この種取扱いを改善してほしい。	16	B	厚労省	
59	【生活保護制度における収入認定の緩和】 生活保護受給者について、犯罪被害者等給付金のみならず、犯罪被害に関連するすべての収入(講演活動等の謝金、慰謝料等)を収入認定しないことにしてほしい。	16	C	厚労省	生活保護法制度は「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を前提として、生活困窮に至った理由を問わず、すべての国民に対して無差別平等に経時的支援等を行う社会保障制度である。そのため、犯罪被害者等が得たすべての収入を収入認定しないことについては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
60	【性犯罪被害者の医療費の公費負担】 被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の費用について、全国一律に立件の有無に関わらず、警察に相談があれば、公費で負担する。また、各都道府県の運用状況について調査、公表してほしい。仮に都道府県単位では費用負担が困難な場合には、国が負担して制度を整えるべきである。 性犯罪・性暴力に遭いながらも、警察に相談すらできない被害者は多い。警察に相談しなくても、医療機関や支援センターにおいて、医療費の負担軽減が受けられるようにしてほしい。これらについて、上限なしの実費、被害者の帰責性は問わないこととしてほしい。精神疾患についても、病名を限定せず、後遺症全般を対象としてほしい。	17	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
61	【司法解剖後の遺体搬送費等の措置】 各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置することを推進してほしい。これと併せて、遺体の取扱いについては死者の尊厳に十分配慮し、遺族の精神的負担を増すことがないよう最大限の配慮を示す必要がある。縫合の痕跡、損傷箇所の修復など死者の尊厳を回復するような措置を十分取り、遺族の心情に配慮を示すことが重要である。	18 120	B	警察庁 法務省	
62	【医療保険の円滑な利用の確保】 犯罪被害（交通事故を含む）であっても、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等がなくても医療保険が使えることを全国の医療機関に対して周知徹底すべきである。使えないと説明をした医療機関に対しては、罰則を設けるべきである。いまだに、窓口で「使えません」と言い切る医療機関が後を絶たないのが実情である。指導が全くもって徹底されていない。	19	B	厚労省	
63	【公営住宅への優先入居等】 市区町村に犯罪被害者等基本法16条に基づく運用状況について照会しても、条例等が整備されていないため、被害者に対する優先入居は認められていない状況にある。国・県として、犯罪被害者等基本法16条に関連する法令の整備状況を調査の上、法令整備を進めてほしい。基本計画において、「公営住宅への優先入居」を「行政の責務」として明記してほしい。 また、自宅で事件が発生した場合等のために、宿泊場所の提供等を盛り込んでほしい。その際にも、被害者の意思を尊重し、できる限り柔軟に対応できるようにすることを要望する。	20 26 27	B	(前段) 内閣府 (犯被) 国交省 (後段) 警察庁	
64	【住居の確保】 被害後、引越しを余儀なくされた場合、同じ地域での居住が困難となる場合もあるので、都道府県内全域での対応が必要である。公営住宅申込みまで待ってられない場合も多く、空いている公営住宅を一定期間、臨時的に貸し出すなど即応できる体制が必要である。また、公営住宅における目的外使用住宅の箇所を増やすなど被害者の実態に沿った対応や民間賃貸住宅の斡旋補助を検討してほしい。	20 27	A	内閣府 (犯被) 国交省	地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
65	【地方公共団体間にまたがる居住場所の確保】 各地方公共団体が行っている公営住宅による一時入居は、他府県に転居したい場合には、利用することができない。UR賃貸については、空き住戸が十分あるため入居優遇措置については不要という結論が出ていることから、こうした空き住戸の活用により、基本的な生活備品を含めた被害者の居住場所の確保を図ってほしい。	20 21 27	A	内閣府 (犯被) 国交省	地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
66	【被害者の安全を守るための公費による居住場所の確保】 被害者の安全を確保するため、自宅やその付近で被害に遭ったり、加害者に自宅が知られてしまった場合等には、引っ越し代や一時避難場所(施設)の借上げ費用を公費で賄うなど、被害者が安全な場所を確保するための支援を公費負担で行う。これについて、上限なしの実費、被害者の帰責性は問わない。	20 22～27 75 76	A		犯罪被害者等の安全・安心の確保としてA

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
67	【住居の確保】 公営住宅・民間住宅・シェルター一時保護等の専用枠確保により、希望者が迅速かつ確実に住居を確保できるようにしてほしい。例えば、性犯罪やストーカーは、自宅にいたことが再被害につながる。入居に当たっては、保証人制度、転居費用の公費負担等も整備し、実効的な制度にしてほしい。	20～27 75 76	A		犯罪被害者等の安全・安心の確保としてA
68	【性暴力被害者専用のシェルターの整備等】 婦人保護施設及びその委託先シェルターは、要保護女子とDV被害者のための施設であり、入居後、生活に多くの制約がある(携帯電話使用禁止、自由に外出ができないなど)が、性暴力被害者に対して、これらの制約は不要である。したがって、一次的には、性暴力被害者専用シェルターの設置を要望するが、それが完備するまでは、婦人保護施設及び児童相談所を性暴力被害者が利用できるようにすべきである。	23 25 27 75	A		犯罪被害者等の安全・安心の確保としてA
69	【安全な場所の確保】 衆目を集める重大事件の犯罪被害者等の保護策に関しては、事件発生直後からの心情安定と社会生活確保が大切である。特に安全な居所の確保は、世間の目・マスコミの取材追跡からの身の安全確保や心情安定に欠かせない。それ故に犯罪被害者等の安全な場所の確保を一段と進めてほしい。DV事件、ストーカー事件はより深刻である。	23 25 75	A		犯罪被害者等の安全・安心の確保としてA
70	【中期的な居住場所確保における民間施設の活用】 中期的な居住場所に民間のステップハウス機能を持つシェルターを加えてほしい。被害者支援・回復には、中長期的な関わりが必須である。支援の経験と実績(回復のためのプログラム、法的支援、就労、地域生活への移行支援等)のある民間の施設の活用により、途切れることのない支援の実行が可能となる。	23 75	B	厚労省	
71	【現状回復経費等の公費負担】 屋内で発生した殺人事件など悲惨な現場の原状回復経費、司法による現場保存等に伴い使用できない期間の賃借料及び転居経費等についての救済措置を講じてもらいたい。	26	B	警察庁	
72	【公費による生活支援】 事件発生後の危機介入から回復に至るまで、例えば、住宅が見つかるまでのホテル代、移動に必要なタクシー代等を公費で支払ってほしい。被害者遺族だけでなく付添支援者にも適用してほしい。	26	B	警察庁	被害直後の居住場所確保としてB
73	【トライアル雇用事業の父子家庭への適用等】 「母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正運用」について、父子家庭にも必要であり、男女に関係なく「片親家庭」とするべきである。また、職場復帰の推進とともに、休職中のメンタルヘルス不調者を対象とした復職支援策の「リワーク」プログラムを被害者にも適用できるように法制化してほしい。	28	B	厚労省	

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
74	【ハローワーク職員に対する研修】 ハローワークでの雇用保険の基本手当の認定日に、被害者参加制度による裁判参加や裁判傍聴が重なると、職員から裁判参加等の証明書提出を求められるが、これは二次被害である。ハローワーク職員の理解・研修等を強化してほしい。	31	B	厚労省	公共職業安定所職員に対する研修の充実としてB なお、雇用保険の失業給付（基本手当）は、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない失業状態にある場合に、支給されるものである。このため、労働の意思及び能力の確認は適正に行うことが必要であり、失業の認定のため4週間に1度、ハローワークに出頭しなければならないとされている。ただし、天災その他やむを得ない理由のためにハローワークに出頭できない場合は、出頭することができなかった理由を記載した証明書を提出することによって失業認定を受けることができるとされている。証明書提出は、やむを得ない理由で出頭できなかった者への配慮措置である。
75	【被害回復のための休暇制度の義務化】 被害回復のための休暇制度を義務化してほしい。性犯罪や職場内のセクシュアル・ハラスメントなど会社に届けにくい犯罪もあることを踏まえ、プライバシーに配慮しつつ、確実に休暇を取得できる実効的な制度にしてほしい。	34	C	厚労省	被害回復のための休暇については、各企業において、年次有給休暇や既存の特別休暇制度の活用、特別休暇制度の新設等の方法が考えられる。また、被害者が休暇取得の理由を知られたくない場合も多いと予想されるため一律に法制化することは馴染まないものとする。
76	【被害回復のための休暇制度の周知啓発等】 被害回復のための休暇制度について、事業主等の理解の増進を図るため、また、広く周知啓発を行うため、計画的に具体的な施策を展開してほしい。毎年、各事業所等への啓発活動及び労働基準監督署等による実態調査を行ってほしい。被害回復のための休暇制度を導入している事業体があれば、厚生労働省のHPで紹介するなどして更なる啓発を行う。 国家公務員の休暇制度において、被害回復のための休暇制度の導入を検討することを提案したい。導入の困難さ、課題を検討し、地方公共団体・企業等に対して促進させるためのモデルを提案してみてもどうか。	34	(前段) B (後段) C	厚労省 人事院	(後段) 国家公務員の休暇については、従来より情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、適宜見直しを行っているところである。本休暇についても、基本的には、厚生労働省における、実態把握の結果、民間法制(労働基準法)において何らかの制度化が検討されるのであれば、当該検討を踏まえ、公務への導入について検討することが基本と考える。なお、国家公務員の休暇制度については、現行制度において、負傷・疾病(精神疾患含む。)のため療養が必要な場合は病気休暇(90日後は病気休職)が措置され、刑事訴訟法第223条に基づく参考人として公官署へ出頭する場合は特別休暇が措置されている。これら以外の犯罪等の被害に遭った職員の被害回復のための休暇については、年次休暇が使用可能である。
77	【被害者参加制度利用に係る特別の有給休暇の導入】 被害者参加制度に対する職場の理解を促進し、被害者が裁判に参加しやすくするため、被害者参加人が裁判に参加するために勤務先を休む場合には、本来の有給休暇を利用するのではなく、特別の有給休暇扱いとする。労働基準法を改正して、これを義務化してほしい。	34	C	厚労省	被害者参加制度利用のための休暇については、各企業において、年次有給休暇や既存の特別休暇制度の活用、特別休暇制度の新設等の方法が考えられる。また、被害者が休暇取得の理由を知られたくない場合も多いと予想されるため一律に法制化することは馴染まないものとする。
78	【「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」に基づく雇用】 犯罪被害者等の雇用は、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」に基づき実施していくことを明記してほしい。		C	厚労省	犯罪被害者等の雇用においても、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」が適用されるのは当然であることから、あえて記載の必要まではない。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
79	【被害者に精通した精神科医の育成等】 PTSD等の被害者の精神症状に精通した精神科医の育成とともに、医療機関間のネットワークを整備してほしい。	35	B	厚労省	
80	【休職・復職に係る判断基準の設定等】 被害者の休職・復職の際の産業医等による判断について、実態に即した判断基準を設ける。産業医や労災認定に係る医療従事者に対するPTSDに関する研修を充実する。	35	B	厚労省	
81	【PTSDの診断・治療に係る体制の地域格差の解消】 PTSDの診断・治療を行う精神科医・心療内科医の地域間の偏在を解消してほしい。また、PTSDに専門的に対応するため、地域の拠点となる医療機関を指定し、これを周知徹底してほしい。	35 36	B	厚労省	
82	【あらゆる後遺症に対するPTSDと同様の対応】 PTSDを含めたあらゆる後遺症に対して、PTSDと同様の対応（「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等、PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大）とし、その予算化を確実に実施してほしい。	35 36 37 39	B	厚労省 文科省	
83	【適切な医療機関に関する情報提供等】 PTSDを始め被害者の個別具体的な症状に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関に関する情報提供に努めてほしい。また、PTSD治療は障害者自立支援医療費（精神通院医療）の支給対象となるので、自立支援医療費のパンフレットにその旨明記し、適切な利用につなげてほしい。PTSDの治療方法として認知行動療法があり、これを自立支援医療費で行っている医療機関がある。カウンセリング以外の治療法も選択できることを周知してほしい。	36 39	B	厚労省	
84	【保健・福祉専門職教育カリキュラムにおける犯罪被害者支援項目の創設又は追加】 社会福祉士・精神保健福祉士・保健師の専門教育課程の教科書等に犯罪被害者等支援について追記し、犯罪被害者等支援への理解を促すことで、生活支援専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職）の犯罪被害者に対する見識を向上させてほしい。	37	B	文科省 厚労省	

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
85	【交通事故被害者への適正な治療等】 交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断に当たっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底してほしい。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症等の発症の可能性があるすべての場合に、MRI等の画像診断記録を義務付けるなど制度整備を図ってほしい。 事故による流産又は帝王切開術に対する保障、その結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本的に改定して、十全な損害賠償を実現してほしい。経済的支援と合わせ、PTSD に対する精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。	13 14 42	C		(前段) 初期診断における検査等については、医師の適切な判断に基づき行われるものであり、一律に法律で義務づけることには馴染まない(厚労省)。 自賠責保険制度においては、被害者の症状について事故と相当の因果関係が認められる場合に、保険金支払いの対象となる。なお、高次脳機能障害を幅広く審査対象とするよう後遺症等級認定申請の際、必ずしも画像所見を要しないこととする措置を既に講じている。また、脳脊髄液減少症については、厚生労働省の研究班から、脳脊髄液減少症の原因の一つとされている「脳脊髄液漏出」を判定する画像診断基準が発表されており、この画像診断基準は脳脊髄液減少症の症状を多角的に判断するために非常に有効な基準となっている(国交省)。 (後段) 犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。
86	【交通事故による後遺障害者に対する支援の充実等】 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築してほしい。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。遷延性意識障害者を介護する療護センターを充実してほしい。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実を図ってほしい。	42 43	B C	厚労省 国交省	「交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等」及び「高次脳機能障害者への支援の充実」としてB なお、自賠責保険制度においては、高次脳機能障害を幅広く審査対象とするよう後遺症等級認定申請の際、必ずしも画像所見を要しないこととする措置を既に講じていることからC。 また、(独)自動車事故対策機構が実施する介護料支給業務においては、従来より、受給資格の有無を、自賠責保険の等級認定が無い者については診断書から判断する仕組みが構築されていることからC。
87	【高次脳機能障害の認定等】 現在は、臨床診断・客観的診断・画像診断と3つの証拠が揃わなければ、高次脳機能障害として認定されていないが、画像がなくても、臨床と客観的な診断が揃えば、「高次脳機能障害」と認定してほしい。 救急搬送の際、延命処置のための尽力は絶対的に必要であるが、その後の大きな脳損傷等を早期段階から発見できるよう、画像診断も第2段階でいいので、延命措置後に行ってほしい。 高次脳機能障害は重症から軽傷までのケースがあるが、自覚症状がないため発見が遅れる。また社会的に認知されていない。より認知されるように、啓発・啓蒙してほしい。	43	B	厚労省	国立障害者リハビリテーションセンターに設置している「高次脳機能障害情報・支援センター」における普及啓発・情報発信の実施としてB

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
88	【保健師に対する犯罪被害者支援の理解の促進】 国民向けの周知も大切だが、一般の犯罪被害者と直接接することの多い地方公共 団体職員、特にメンタルヘルスの最前線にいる保健師の理解を促進していくことが 必要である。	44 96 141 142	B	内閣府 (犯被) 厚労省	
89	【警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実】 都道府県によって警察におけるカウンセリング制度の運用に差があり、制度を利用 できない性犯罪被害者がある。全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担を 軽減するものとなるよう改善してほしい。また、各都道府県の運用状況について、調 査・公表してほしい。 なお、警察で二次被害を受けることもあるため、警察での対応には限界があることを 認識しておく必要がある。性犯罪被害者自身が、警察の内外を問わず、最適な手段 方法を選択できるようなサービスを提供するべきである。	46 153	B	(前段) 警察庁 (後段) 内閣府 (犯被、男女) 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検 討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述 を行う予定である。
90	【性犯罪被害者のニーズの把握】 性犯罪被害に伴う精神疾患に関する正確な知識について各機関の窓口担当者が 熟知し、適切に性犯罪被害者のニーズを把握する必要がある。	46 48 49 91 94 143 144 145 146 147	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検 討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述 を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
91	【性犯罪被害者に対応できる知識と技術を持った人材を育成するための研修】 性犯罪被害者に対応できる知識と技術をもった人材を育成するための研修を公費で実施してほしい。また、民間で養成講座を開催している機関に対して、公費助成してほしい。社会福祉士、精神保健福祉士、裁判官、弁護士、教員、裁判員、矯正施設職員、保護観察官、保護司等にも研修を受けてもらう。研修のカリキュラムの中には、必ず犯罪に遭った方の講演等を入れる。	46 48 49 91～99 128 140 143 145 146 147 152 179 185 186 196 197 198 199 204 206	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 なお、警察においては、捜査員に対し、警察学校等において性犯罪捜査に関する研修を実施している。 また、裁判所は行政機関ではないため、裁判官等に対する研修について基本計画に盛り込むことは困難である。
92	【緊急避妊の方法等に関する情報提供】 性犯罪被害者が緊急避妊の方法等に関する情報を得やすいよう、様々な機関・媒体を通じて、情報提供を図ってほしい。性教育の中で、性被害に遭ったらどうするかについて伝えることが必要であることから、学校教育の中に取り入れてほしい。	47 144	B	内閣府 (男女) 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
93	【医療機関における性犯罪被害者に対する対応の体制の整備】 医療機関として、性犯罪・性暴力・女性に対する暴力について取り組むよう厚生労働省より通達を出してほしい。性犯罪・性暴力・女性に対する暴力について、医療従事者の意識が高まるよう国家試験問題の項目に含めてほしい。被害者へのケアを医療加算とし、これに取り組んでいる医療機関に適切な収入が入るようにしてほしい。被害者へのケアが適切に行われず、長期化・重症化すれば医療費はさらにかかるので初期対応を充実させてほしい。病院機能評価で、性暴力被害者への対応の充実が評価されるようにしてほしい。	48 145	B	内閣府 (男女) 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
94	【医療従事者を対象とした性犯罪・性暴力被害者対応に関する研修】 性犯罪・性暴力被害者の心身の早期回復のためには、被害者に関する専門的知識と技術を有する医療従事者が、被害者の意思を尊重しつつ、適切に対応することが必要である。このため、教育課程を含め、医師・看護師等を対象とした被害者対応に関する専門研修を各地で開催するなど国として対応してほしい。また、適切なケアが行えるようSANE(性暴力被害者支援看護職)を増やしてほしい。	37 48 49 145 146	B	内閣府 (男女) 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
95	【急性期対応に積極的な医療機関の増設】 性暴力被害者に対する支援として、被害直後からの急性期対応に積極的な医療機関を増設してほしい。また、性暴力被害に理解のある専門性を有する病院を設置促進し、地域差をなくしてほしい。	48 145	B	内閣府 (男女) 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
96	【医療関係者等に対する性暴力に関する研修】 産婦人科医・小児科医・看護師・保健師に対して、急性期における性暴力被害者に対する対応等に関する研修を実施してほしい。二次被害を与えない医療者に被害者をつなげたい。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ケースワーカー・主任児童委員・保護司・民生委員等に対して、性暴力に関する研修をしてほしい。	48 49 62 96 98 145 146 186	B	法務省 文科省 厚労省	
97	【看護師等の権限拡大による証拠採取等】 性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師・助産師の活用拡大のため、看護師・助産師が証拠採取できるなど権限の拡大を検討する。 また、医師に代わって看護師等が性感染症の検査等を行うことができるようにしてほしい。	104	(前段) B (後段) C	(前段) 警察庁 厚労省 (後段) 厚労省	(後段) 現行制度においても、看護職員は、診療の補助として、医師の指示の下に一般的な性感染症の検査を実施できる。
98	【ワンストップ支援センターの設置促進】 ワンストップ支援センターを人口20万人につき1か所、少なくとも都道府県に1か所設置してほしい。 被害者支援について実績のある民間団体への委託・協働を行い、民間団体に対する国や地方公共団体からの財政的支援を充実してほしい。また、定期的な研修、そのためのガイドブック及び支援員が二次被害を与えないためのガイドラインの作成も必須である。 民間の支援員育成のために予算措置してほしい。支援員には、社会的性差を知り、それに配慮した支援が求められる。ワンストップ支援センターは、ジェンダー視点を持つ組織とすることも大切なので手引きの中にジェンダーの項目を必ず入れてほしい。 厚生労働省は、ワンストップ支援センター設置に協力できる病院リストを作成し、犯罪被害者支援団体等から問合せがあった場合には、情報を提供できる体制を整備してほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
99	【性暴力対応のための多職種連携体制づくり及び人材育成】 ワンストップ支援センターというハードがなくても、地域の専門家がつながってネットワークを築くことは可能である。多職種の専門家のチームを地域ごとに養成する必要がある。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
100	【性暴力被害支援に係る医療・福祉・司法の連携】 性暴力被害の支援においては、医療・福祉・司法の連携が重要である。モデル事業として実施し、取り組んでほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
101	【性暴力被害者等を対象とした中長期にわたる支援の実施】 DV・性暴力被害者や子どもを対象とした中長期にわたる支援ができる「性暴力被害者回復支援センター(仮称)」を設置してほしい。運営に当たっては、支援実績のある民間支援団体等に委託又は協働してほしい。また、子どもの性虐待支援専門家を育成してほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
102	【ワンストップ支援センターの周知徹底】 関係省庁において、産婦人科病院や医療関係者、あるいは児童相談所や養護教諭等に対して、ワンストップ支援センターの電話番号やサポート内容について周知徹底してほしい。 また、内閣府による国民に対するワンストップ支援センターに関する広報啓発が足りない。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
103	【病院拠点型のワンストップ支援センターの設置促進】 病院拠点型のワンストップ支援センターを早期に設置する必要がある。女性総合医療機関や産婦人科のある病院内に、または隣接して設置することを実現してほしい。また、支援のコーディネートを担うことのできる高い資質と専門性を持った支援員を養成・育成してほしい。支援員・コーディネーター・マネジメントスタッフを養成するための予算を措置してほしい。	50 51 52 148 149 150 152 196	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
104	【犯罪被害者支援連携拠点病院の指定等】 性犯罪・性暴力被害者や児童を始めとする被害者に対する診療等について、地域における連携協力体制を確保するため、犯罪被害者支援連携拠点病院を指定するなど、医療体制の整備を図る。拠点病院にあっては、相談機能も担うとともに、診療従事者に係る要件を設けるなどした上で、診療報酬を加算する。	50 51 52 148 149 150 152 196	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
105	【被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくり】 ワンストップ支援センターにあっては、病院拠点型として1箇所に集約するのではなく、被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくりが望ましい。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
106	【ワンストップ支援センターに対する財政的支援】 ワンストップ支援センターが継続的かつ安定的に運営されることで被害者支援等が一層進むよう、通常より時間や配慮を要する被害者の診療に係る報酬体系の見直し、証拠物採取・保管に係る経費負担など国における必要な財政支援措置を図ってほしい。また、医療行為が不規則かつ夜間等に集中し、責任が重く、対応者のストレスが大きいことに鑑み、機能評価係数を増加してほしい。	52 104 150	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
107	【性暴力被害者を救急患者として認定】 病院拠点型の支援センターを実現するために、性暴力被害者を救急患者として認定してほしい。救急医療を行う医療施設には税制上の優遇がある。これを利点とすれば、性暴力支援センター開設の大きな助けになる。	52 150	C	内閣府 (男女) 厚労省	救急患者とは、緊急の対応が必要として運ばれてくる患者等をいうものであり、認定するものではない。救急患者は、性犯罪や交通事故など理由の別によって、振り分けられるものではなく、緊急の対応が必要であると思われる場合は、緊急に対応をしているものであるため、検討することは困難である。
108	【医療機能情報提供制度に係る情報の収集・整理】 医療機能情報提供制度において、登録内容として、ワンストップ支援センターの病院施設内の設置の有無に関する十分な情報の収集や整理が行われていない。性犯罪被害者に対するワンストップ支援について、性犯罪被害者や性犯罪被害者支援に携わる者から問合せがあった場合には、適切に情報を提供できる体制を整備してほしい。	52 53 150 151	B	内閣府 (男女) 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
109	【ワンストップ支援センターに係る苦情相談窓口の設置】 ワンストップ支援センターを利用した性暴力被害者等からの苦情相談窓口を設け、センターのより適正な運営につなげてほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
110	【被害者支援に理解がある産婦人科医に関する情報の一元化】 性犯罪被害者は、地域の医療機関を受診しにくいと感じることもあり、近隣地域で安心して受診できる産婦人科病院の情報が必要である。相談窓口が、このような情報を把握していなければ、適切な被害者相談支援を行うことが難しい。緊急対応・緊急処置の可能な産婦人科病院、安心して受診できる産婦人科病院の情報一元化が必要である。	67	B	厚労省	
111	【性犯罪被害者に関する情報の保護】 性犯罪被害者の安全が最優先とされ、住所等が知られる可能性を一切排除すべきである。警察・検察・裁判のみならず、病院のカルテ類についても秘密厳守を図ってほしい。すべての関係者に対する徹底した指導が欠かせない。	68 73	B	警察庁 法務省 厚労省	平成26年9月の法制審議会答申において、証拠開示に際して、証人に加害等のおそれがある場合にその氏名・住居を被告人に知らせない条件を付して弁護人に証拠を開示し、特に必要な場合は、弁護人にも知らせず、代替的な呼称や連絡先を弁護人に開示できるようにするという内容の法整備を行うべきであるとされ、法務省において、これを踏まえて立案作業を進めており、本年の第189回通常国会に法案を提出予定である(法務省)。 警察においては、通達「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」により、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報を逮捕状請求書の被疑事実の要旨に記載しないこととしたり、被害者等が自己に関する情報について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、検察官や裁判官に伝達するなどの配慮が必要である旨、都道府県警察を指導している(警察庁)。 なお、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
112	【法科大学院における性犯罪被害に係る教育内容の充実】 特に性犯罪被害については、裁判官により判決内容が大幅に変わることがあるため、法科大学院の教育内容に性犯罪被害の特徴をもっと入れるべきである。	57	B	文科省	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進としてB
113	【児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等】 児童虐待に対する365日24時間対応を実現してほしい。そのためには、児童相談所の人員体制や待遇を見直してほしい。	58	B	厚労省	
114	【学業継続の保証等】 犯罪に遭った少年の学業継続を保証してほしい。また、犯罪に遭った少年の支援者として「養護教諭」、「外部機関」を基本計画の中で明記してほしい。	60 61 62 64 66	B	警察庁 厚労省 文科省	少年被害者に対する支援の充実としてB

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
115	【学業の安定】 「学業の安定」の項目を追加してほしい。犯罪に遭った方が学業を継続できること、休学した場合の配慮、学校内に加害者がいる場合は加害者を退職・退学・転校させること等を明記してほしい。	61	C B	文科省	加害者の退職・退学・転校等については、教育全般に関わることであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることからC その他についてはB
116	【被害児童に対する国費による専門的治療等】 児童ポルノの被写体とされた児童を含む虐待の被害児童に対して、その精神的被害の回復のために児童精神科医等の専門的な治療、カウンセリングを国が無償で提供する制度を創設する。速やかに本制度創設のための外部有識者による検討会を政府に設置し、2年を目途に制度を実施する。	60 64 66	A		
117	【警察による被害児童に対する専門的医師等の紹介】 警察が、児童ポルノの被写体となった児童や虐待の被害児童に対して、精神的被害の回復のために、児童精神科医など専門的な医師・病院を紹介しなければならない制度を創設する。また、当該施策の実施状況については、毎年公表することとする。	64 66	B	警察庁 厚労省	
118	【児童相談所に配置する医師の増員措置等】 虐待を受けた児童が精神的被害の回復のために専門的な治療・カウンセリングを受けることができるように、児童相談所に配置する医師の増員措置、専門的な医療機関との連携を今まで以上に取る制度を創設する。また、当該施策の実施状況については、毎年公表することとする。	66 85	B	厚労省	
119	【加害者に関する被害者への適切な情報提供等】 被害者の心情を理解し、仮釈放など加害者の身柄情報を適切に伝達するとともに、警察には被害者宅等のパトロールを実施してほしい。在宅起訴の加害者が収監されるまで、パトロールを実施してほしい。	72 77 79 112 130	B	警察庁 法務省	仮釈放等の加害者に関する情報については、「被害者等通知制度」や「出所情報通知制度」を定め適切な運用を図っている（法務省）。 警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、捜査状況や被疑者の検挙状況、処分状況等を被害者に連絡している。また、再被害防止要綱に基づき、再被害防止対象者に対しては、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、関連情報を教示している（警察庁）。
120	【被害者に対する情報開示】 加害者に関する情報提供において、被害者が望む情報は基本的にすべて開示してほしい。特に、被害者の安全確保に関係するような情報は開示してほしい。	72 77 79 112 130	C	警察庁 法務省	加害者といえども保護されるべきプライバシーは少なからず存在するものであり、加害者に関する全ての情報を開示するという運用は極めて実現困難である。また、被害者の安全確保に関しては、既に「被害者等通知制度」や「出所情報通知制度」を定め適切な運用を図っているところであり、特段検討すべき事項はない（法務省）。 犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、捜査状況や被疑者の検挙状況、処分状況等を被害者に連絡しており、また、再被害防止要綱に基づき、再被害防止対象者に対しては、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、関連情報を教示している（警察庁）。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
121	【判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施】 判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報提供の検討に係るメンバーに犯罪被害者等を加えてほしい。	72 130	C	法務省	加害者に関する情報提供については、必要に応じて随時検討を行っており、(情報提供のみをテーマとした)検討会のようなものを設置しているわけでないため、犯罪被害者の方をメンバーに加えるというのは困難である(御意見は法務省にお寄せいただければ検討の資料にさせていただきます。)
122	【加害者の処遇状況に関する情報の拡充】 現状において、加害者の受刑中の処遇状況に関する情報は、極めて簡略な概要で、A4で1枚程度の分量で提供されるにとどまる。抽象的で曖昧な内容で、加害者の更生状況について具体的な情報を提供するものとは到底言うことができない。適切な情報を提供するなど被害者等通知制度の更なる充実を図ってほしい。	72 130 139	C	法務省	第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害者等通知制度の更なる充実を図るため、被害者団体等の御意見も踏まえ、加害者の改善更生や個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ、対応可能な範囲を慎重に検討した結果、平成26年4月1日から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として、「懲罰の状況」及び「褒賞の状況」等を、保護観察中の処遇状況に関する事項として、「専門的処遇プログラムの実施状況」等を新たに通知することとし、その定着を図っているところである。このため、更なる拡充を検討するに当たっては、まずは新たな通知の運用状況を確認した上で検討する必要があることから、現在は、その段階にあるとまでは言えず、計画の見直しを行うことは相当ではない。
123	【心情伝達制度の詳細な説明等】 犯罪被害者等の心情等伝達制度について、判決後、詳細に犯罪被害者等に説明する機会を設けるとともに、加害者の処遇状況に関しては迅速に提供してほしい。充実されているとは、まだまだ思われない。	72 130 135 139	B	法務省	
124	【加害者が医療観察法により措置入院となった場合の情報提供】 加害者が医療観察法により措置入院となった場合、現状では、被害者が加害者に関する様々な情報を知ることが不可能である。公判が行われないため、加害者の情報が得られないことに加えて、措置入院後の治療状況も退院時期も分からない。特に、加害者の居住地が近所である場合、再被害のおそれなど被害者が感じる不安は大きい。現在、刑事施設や保護観察所等が行っている加害者の釈放予定や帰住予定地等の情報提供に準じた措置を、医療観察法により入院した加害者に対しても行ってほしい。	72 79 112 130	C	法務省 厚労省	「心神喪失者等医療観察法」は対象者の社会復帰促進を目的とするものであり、対象者のプライバシーに深く関わる事実を他人に知らせることは本来慎重でなければならず、施策として一律に検討することは困難である(法務省)。 医療観察法は、心神喪失又は心神耗弱を理由に不起訴となった対象者を検察官の申立てにより、必要な医療を行い、社会復帰を促進することを目的とするものであり、法の趣旨から見直すことは困難である(厚労省)。
125	【仮名と仮の住所の使用】 被害直後から、仮名と仮の住所を使うこと等を許してほしい。	73	C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
126	【犯罪被害者等に関する情報の保護】 裁判所・検察・警察において、地域ごとに性犯罪被害者に関する情報の保護について運用の差がある。性犯罪被害者等の捜査・訴訟に関わる書類において、個人情報の記載がされないように書式の統一を図る。被疑者・被告人の弁護人に対して、被害者等の個人情報を被疑者・被告人に漏らさないように徹底する。弁護人が悪質な場合は懲戒処分も行うような制度を検討する。 警察や検察庁では、逮捕状や起訴状に被害者の氏名等を記載しない試みがなされており、被害者としては大変心強い。是非、被害者の個人情報保護の徹底を図るための法律を整備し、違反した場合の罰則規定を設けてほしい。	73	C	警察庁 法務省	平成26年9月の法制審議会答申において、証拠開示に際して、証人に加害等のおそれがある場合にその氏名・住居を被告人に知らせない条件を付して弁護人に証拠を開示し、特に必要な場合は、弁護人にも知らせず、代替的な呼称や連絡先を弁護人に開示できるようにするという内容の法整備を行うべきであるとされ、法務省において、これを踏まえて立案作業を進めており、本年の第189回通常国会に法案を提出予定であって、第3次犯罪被害者等基本計画の計画期間の開始時には措置済みとなることが予想される（法務省）。 犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、警察においては、通達「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」により、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報を逮捕状請求書の被疑事実の要旨に記載しないこととしたり、被害者等が自己に関する情報について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、検察官や裁判官に伝達するなどの配慮が必要である旨、都道府県警察を指導している（警察庁）。 なお、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
127	【プライバシー保護のための措置の徹底】 ビデオリンク以外にも、遮蔽や仮名・匿名の利用など犯罪に遭った方のプライバシー保護の措置を徹底してほしい。	73 101	B	法務省	犯罪被害者等に関する情報の保護としてB なお、平成26年9月の法制審議会答申において、証拠開示に際して、証人に加害等のおそれがある場合にその氏名・住居を被告人に知らせない条件を付して弁護人に証拠を開示し、特に必要な場合は、弁護人にも知らせず、代替的な呼称や連絡先を弁護人に開示できるようにするという内容の法整備を行うべきであるとされ、法務省において、これを踏まえて立案作業を進めており、本年の第189回通常国会に法案を提出予定である。 また、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
128	【裁判員裁判における個人情報保護】 裁判員裁判における個人情報保護の規定が必要である。	73	C	法務省	裁判員法上、裁判員には罰則付きの守秘義務が課せられている上（裁判員法第108条参照）、被害者特定事項の秘匿決定（刑訴法第290条の2参照）等の刑事事件における被害者の個人情報保護のための各種制度により、従前から、裁判員裁判における被害者の個人情報の保護は、十分になされてきた。 なお、一般の刑事事件手続とは異なる裁判員裁判固有の手続としては、裁判員等選任手続があり、同手続において、裁判員候補者に対し、被害者との関係があるかどうかについて質問を行い、その際に、被害者の氏名等が裁判員候補者に伝わる場合があり得る（裁判員法第34条参照）。 この点については、刑事法研究者や被害者支援団体関係者等からなる「裁判員制度に関する検討会」（平成21年9月から平成25年6月までの間、全18回にわたり開催）や法制審議会（平成25年10月から平成26年7月までの間、総会・部会合わせて全7回開催）での議論を経た上で、法務省において、裁判員法の一部改正により、被害者の権利利益の保護に万全を期すこととし、「被害者特定事項の秘匿決定があった事件について、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく、被害者特定事項を明らかにしてはならないこととする」とともに、仮にこれが明らかにされた場合には、裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないこととする規定」を含む裁判員法の一部改正案を、第187回臨時国会に提出した。 同法案は、衆議院解散により廃案となったが、第189回通常国会にも再提出する予定であり、法案の可決により、裁判員裁判における被害者の個人情報の保護はより徹底されることとなるため、新たな検討は必要ない。
129	【犯罪被害者等の情報の保護】 被害者遺族は、重大な事件事故の直後から、マスコミや捜査機関・野次馬等さまざまな関係者に生活の平穏を害される場合が少なくない。報道や取材対応等により、被害者が心身とも疲弊した状態に陥るのは、二次被害といってもいい状況である。居住場所の確保は、生活の平穏が守られることと表裏一体の関係にある。警察など関係各機関には、犯罪被害者等の居住場所に関する情報を始めプライバシー等が不用意に外部に流出しないように十分留意するとともに、マスコミ等による生活の静穏に対する侵害が生じることがないよう、適切な指導・助言を行っていただきたい。	73 74 238	B	警察庁 法務省	犯罪被害者等に関する情報の保護としてB

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
130	【少年事件の情報保護と開示】 被害者のプライバシー等の情報保護を更に徹底してほしい。 少年事件における情報開示を更に進めてほしい。	(前段) 73 74 238 (後段) 72 121 122 130	B	警察庁 法務省	(前段) 犯罪被害者等に関する情報の保護としてB (後段) 捜査に関する適切な情報提供としてB なお、家庭裁判所送致後は裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
131	【犯罪被害者等に関する情報の保護】 個人情報・プライバシーの保護は被害者対応の出発点であり、報道の自由が常に優先すると考えるべきではない。犯罪被害者等の情報保護を怠れば、情報は野放図に流出することになり、しかも一旦流出した情報は原状回復が不可能である。だからこそ、犯罪被害者等の個人情報保護が第一義的に優先されなければならない。	73 74 238	B	警察庁 法務省	犯罪被害者等に関する情報の保護としてB
132	【犯罪被害者等に関する個人情報の保護】 三鷹ストーリー事件に見られるように、被害者の写真等を同意なく公開すること自体が加害行為である場合、被害者の実名発表により、この加害行為に加担することになるという事実を重く受け止めるべきである。このことは、被害者自身はもちろんのこと、その家族等にも大きな精神的苦痛を与える結果になるため、徹底した被害者の個人情報保護を押し進めるべきである。	73 74 238	B	警察庁 法務省	犯罪被害者等に関する情報の保護としてB
133	【被害者に係る情報の発表】 一部の例外(性犯罪被害者、少年被害者等)を除き、被害者の匿名は、報道の自由と真実を侵すこととなる。匿名発表・実名発表にあつては、被害者と遺族が判断すべきこととして、改めて議論すべきである。原則として、実名報道とし、個々の実情に応じて配慮されるべきである。	74 238	B	警察庁	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。
134	【警察における再被害防止措置の推進】 性犯罪被害者を「再被害防止対策者」に指定してほしい。	77	B	警察庁	警察においては、再被害防止要綱に基づき、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、再被害防止措置を講じる必要がある被害者を再被害防止対象者として指定している。
135	【犯罪被害者等に対する見守り支援等】 「安全の確保」の項において、警察又は支援者による犯罪被害者等に対する日常的で実際的な見守り支援を入れてほしい。パトロール以外には、メールによる安全確認(被害者が定期的に安全なことをメールするなど)等をオプションで被害者が選択できるようにすべきである。	77	B	警察庁	
136	【再被害防止に向けた関係機関の連携の充実】 警察における再被害防止措置の推進策として、被害者に対して、民間被害者支援団体やワンストップ支援センターへの相談を助言するなど連携を図る。	77	B	警察庁	

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
137	【被害者の安全確保のための加害者の接近禁止制度の導入】 加害者に居住地や勤務先等を知られ、再被害に怯える被害者は少なくない。被害者が身を守るために引越しを余儀なくされるべきではなく、加害者が被害者に接近することを禁じる制度を設けるべきである。	77 79 80	C B	警察庁 法務省	接近禁止制度の導入としてはC 再被害防止措置の推進としてB
138	【配偶者等からの暴力の被害者の安全確保】 保護命令制度について、制度の簡素化・迅速化を図ってほしい。また、違反時の取締りを徹底してほしい。	80	B	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
139	【緊急保護命令制度の導入等】 配偶者等からの暴力に関して、緊急保護命令制度の導入を検討してほしい。保護命令の重要性に対する認識、発令件数の地域格差を埋めるよう関係機関の研修を実施してほしい。	80	B	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
140	【配偶者の同意なしによる妊娠中絶】 DV被害者の妊娠について、配偶者の同意なく妊娠中絶ができる運用を推進し、その旨の法改正を検討する。		B	内閣府 (男女) 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
141	【親権の停止、被害を受けた子どもに対する支援】 近親姦に対しては、加害者の親権を停止してほしい。 被害を受けた子どもが独立して生きられる支援(例えば、性被害に特化したシェルターを作り、子どもの性暴力被害に関する専門知識を持ったスタッフを配置するなど)を行う。	(後段) 44 45 81 82 83 84 85	(前段) C (後段) A	(前段) 法務省	(前段) 「近親姦」が行われた場合には、親権喪失又は停止の審判をするための要件とされている「虐待」又は「親権の行使が不相当であることにより子の利益を害するとき」に該当するものと考えられる(民法第834条、第834条の2)。 したがって、要望については現行法でも対応することができており、新たな計画の策定は必要ないものと考えられる。 (後段) 犯罪被害者等に対する中長期的支援としてA なお、性被害に限らず虐待を受けた子どもについては、すでに「子どもシェルター」で保護しており、必要なスタッフが配置されているため、これについてはB。
142	【被害者による個別担任制度】 少年院・刑務所で行っている被害者の視点を取り入れた教育を更に進めて、被害者による個別担任制度を作してほしい。	87 132	C	法務省	被害者による個別担任制度の内容が不明確であるため。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
143	【再被害の防止に資する教育】 法務省で実施している「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」に関し、民間団体による犯罪被害者等の講演及びパネル展示が取り入れられ、平成26年度より長期計画で全国の矯正施設で実施されている。再犯防止に大きな効果が認められることから、特に少年院で継続・拡充して行ってほしい。現在、PFI手法を活用して運用されている官民協働刑務所での開催も同様に取り組んでほしい。また、矯正教育に関わる職員に同取組みの理解が深まるように取組をしてほしい。	87 92 132 136 200	B	法務省	民間による具体的な取組の1つを基本計画の中に記載することは適切ではないが、再被害の防止に資する教育の実施及び職員に対する研修の充実の観点からB
144	【被害者の声を活用した受刑者等に対する教育】 犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえ、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努めるべきである。被害者の視点を取り入れた教育の一環として、被害者の声を直接、受刑者らに聞かせることも有意義であると考え。交通事犯の受刑者は、犯罪性向の程度については必ずしも深化しているとは言いきれない面があり、社会復帰に向けて積極的な矯正教化を進めるべきである。 また、家庭裁判所・検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める点も重要である。犯罪被害者等が直接的に受刑者に対して語りかけることは心理的な負担が少なくない。むしろ、書面で犯罪被害者等の声や悲痛な叫びを伝え、理解させることの方が、より実態に即している面がないとは言いきれない。そこで、上記のような資料の中に犯罪被害者等の心情が記載されている場合には、これを受刑者の矯正教化に活用し、事件事故の再発防止につなげる。	87 132 136	B	法務省	
145	【加害者等に対するカウンセリング等の促進】 DV・性暴力を予防・再犯防止するには、刑罰のみでなく、治療・カウンセリングが必要不可欠である。刑務所内の治療プログラムの更なる充実、出所後も継続して治療等が受けられる制度、未だ犯罪等を犯してなくても自ら危険性を感じて治療等を希望する者が積極的に治療等を受けられる制度を整備すべきである。犯罪抑止及び再犯防止は、被害者の切なる願いであり、犯罪被害者等基本計画に、加害者対策も盛り込むべきである。また、同一窓口における被害者・加害者双方への対応は不可能であることから、様々な施設がその特性に応じた多様な働きかけができる体制づくりが必要である。		C	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
146	【加害者更生プログラムの実施】 再被害防止の観点から、加害者更生プログラムを実施してほしい。現在、教育対象外となっている執行猶予のついた加害者や未成年の加害者に対するプログラム実施を義務付けてほしい。		C	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
147	【二次被害防止の推進】 二次被害防止の取組も進めてほしい。二次被害は、市町村窓口・弁護士等からも受けることがあることに留意してほしい。	2 91～103 141 142 143 179	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
148	【全警察官に対する被害者の立場に立った対応の徹底】 性犯罪被害者がどこの警察に行っても安心して相談できるよう、全警察官に対する性犯罪被害に係る教育を徹底するべきである。また、性犯罪に限らず、被害者の立場に立った対応をしてほしい。	91	B	警察庁	
149	【県警支援室員の配置期間】 県警の支援室員は2年や3年で異動しており、被害者と十分にコミュニケーションが取れない。全員でなくても、一人は5年位異動させないでほしい。	91	B	警察庁	職員等に対する研修の充実等としてB
150	【民間支援団体等による警察等に対する研修】 民間支援団体や被害当事者等に講師を依頼して、警察や司法関係者(裁判員を含む。)に対する研修を行ってほしい。	2 91～95 128 179 199 200	B	警察庁 法務省	なお、裁判所は行政機関ではないため、裁判官等に対する研修について基本計画に盛り込むことは困難である。
151	【捜査における性犯罪被害者への配慮】 全国の警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した対応が同水準で行われ、性犯罪被害者の負担を軽減するものとなるよう改善してほしい。また、好事例について調査、公表してほしい。 性犯罪・性暴力被害者が、対応する警察官の性別を選べるようにしてほしい。女性警察官だけでなく、男性警察官も性犯罪・性暴力被害に対して適切に対応できるよう育成してほしい。被害者の心理的負担を考慮し、被害者が希望する場合は、警察署以外の場所で事情聴取を行うとともに、支援者を同席させてほしい。また、警察署等において、性犯罪被害者が、できる限り男性と会わないよう配慮することも必要である。 女性警察官の増員と女性警察官が24 時間対応する交番の整備を進める。セクハラ対策を推進することによって、女性警察官の職場環境の改善に努める。	91 100 102	B	警察庁	
152	【体験有識者としての犯罪被害者等の活用】 すべての省庁における担当者の犯罪被害者等に対する理解が低すぎる。犯罪被害者等を講師として招き、積極的に犯罪被害者等の現状を知る機会を増やすなどし、研修を充実してほしい。 犯罪被害者等は、体験したものでしか語ることができない貴重な話しをするので、体験有識者として扱ってほしい。行政機関・被害者支援団体は講師をランク付けしているが、話しにくい実体験に基づいた話しをする犯罪被害者等の講師料が一番低い。もう少し犯罪被害者等の精神的負担を考慮願いたい。謝礼とは別に交通費や実費(送料)等の必要経費を出して、犯罪被害者等の負担を減らす予算計上をしてほしい。	91～99 124 128 199 200	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省	職員等に対する研修の充実等としてB
153	【被害者に対する関係職員の対応の改善】 被害者に対して、保護・捜査・公判等の各過程における職員の対応に係るアンケートを行い、分析・評価を行う。告訴できなかった「被害相談者」の分析も行う。その上で、保護や任意捜査等の段階で、告訴自体を「あきらめている」理由を精査すべきである。	91～99 124 128 199 200	B	警察庁 法務省 厚労省	職員等に対する研修の充実等としてB

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
154	【関係機関における性犯罪被害者への対応の改善】 関係機関における性犯罪被害者への対応に係る苦情を受け付ける窓口や審査会を設置し、性暴力被害者の実情や声を関係機関における取組の改善に生かしてほしい。	91～99 124 128 199 200	B	警察庁 法務省 厚労省	職員等に対する研修の充実等としてB
155	【検察官等に対する研修の充実】 被害者への理解に関する裁判官・検察官等に対する研修において、被害者や支援者の生の声を聴くプログラムを活用するなどし、教育を徹底してほしい。被害者支援に対して、地域差や個人差がある。	56 92 94 128 199 200	B	法務省	なお、裁判所は行政機関ではないため、裁判官等に対する研修について基本計画に盛り込むことは困難である。
156	【検察庁における支援員に対する研修】 検察庁の被害者支援室による対応での二次被害が散見される。支援員の研修強化を望む。	92 200	B	法務省	
157	【副検事に対する研修の徹底】 交通事故事案の処理能力の向上及び二次被害防止の観点から、副検事の研修を徹底してほしい。被害者又は遺族の要望に応じて、担当検事を交代できるような制度を導入してほしい。また、被害者に暴言を吐くなどした場合は処罰してほしい。	95 124	B C	法務省	「被害者又は遺族の要望に応じて、担当検事を交代できるような制度の導入」にあつては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難であることからC。
158	【副検事に対する犯罪被害者等による講義等】 副検事に対する研修において、被害者又はその遺族の講話や対談を行うなどし、被害者等への理解を深めてほしい。専門家による被害者等への配慮に係る講義は、被害者等にアンケート等をして集計したものが多く、被害者の生の声を聞き、時には意見を戦わせるなどして被害者の理解を深めてほしい。	95 124	B	法務省	
159	【被害者支援に関する研修受講に対する支援】 公的シェルターの看護師は、SANE(性暴力被害者支援看護職)研修を受けられるよう支援(金銭面、勤務時間内での受講)してほしい。 婦人保護施設の職員、婦人相談員の安定雇用も重要である。自分自身が不安定な就労環境では充実した支援ができないので、常勤への道をひらいてほしい。	96	B C	厚労省	安定雇用についてはC
160	【性犯罪捜査における被害状況の再現方法の改善】 性犯罪の捜査においては、人形等を使って現場を再現し、被害者に見てもらっているが、体調を崩す被害者が多い。アメリカ・カリフォルニア州では詳細に聞き取りはするが、現場の再現等は行っていない。被害者にとってダメージが大きい再現方法が漫然と続けられているのは疑問である。ぜひ改善してほしい。	94 100	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
161	【性犯罪被害者からの事情聴取技法の確立等】 性犯罪被害者、特に被害児童・障害を持つ被害者への事情聴取(司法面接)の技法の確立と普及を推進してほしい。 被害者の事情聴取の録音・録画制度を推進し、刑事裁判の証拠として利用する。	91 94 100 101	(前段) B (後段) C	警察庁 法務省	(後段) 犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、捜査段階における被害者供述の録音・録画媒体を公判における証拠として利用する制度については、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会において検討されたところであるが、被告人側の反対尋問権の保障に問題が生じるほか、実質的に被害者の負担の軽減に資するものと成らないのではないかなどの意見があり、平成26年9月の同審議会答申には採用されなかったものであり、検討済みである(法務省)。
162	【ビデオリンクによる別室での傍聴・在廷】 被害者の中には、被告人と顔を合わせたくないが、刑事裁判の行方についてはこれを見守りたいとの希望が多い。従前は傍聴席での遮蔽が構造上できないことから、やむなく被害者参加の許可を受けて在廷し、遮蔽をして傍聴するという方法がとられてきた。しかし、被害者参加の許可を受けた参加人の中でも、強姦等の被害者は、被告人と同じ空気を吸うことさへ嫌悪する場合がある。そこで、ビデオリンクのカメラを法廷に向け、別室でカメラ映像を見ることによる傍聴を認めるとともに、被害者参加人にあってはこれを在廷扱いとし、旅費や日当を支給することが望ましい。	101 106	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。
163	【犯罪被害者等のための施設の改善】 警察・検察における被害者用の待合室・事情聴取室を整備・改善してほしい。	102 103	B	警察庁 法務省	
164	【検察や裁判所における被害者への配慮】 検察による事情聴取が長時間になる場合は、事前に知らせてほしい。子どもの待機場所を検察庁内に作ってほしい。裁判員に対する子どもの預かり場所確保や金銭的サポートと同様の措置を、検察による被害者からの事情聴取の際に行ってほしい。 裁判の際、被害者と被害者側弁護士それぞれに控え室を準備してほしい。子どもの待機場所も確保してほしい。	103	(前段) B (後段) C	法務省	(後段) 裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
165	【医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進】 性暴力被害者に対する支援として、救急外来や拠点病院内にレイプキットを備えて、被害者からの証拠採取・証拠保全を可能にしてほしい。証拠採取に関するルールを定め、公費助成してほしい。また、証拠採取に当たっては、犯罪被害者等の意向を最大限に尊重してほしい。	104	B	警察庁 法務省 厚労省	医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進としてB なお、医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取にあっては、現行法において可能であり、新たな法制度を設けるべき検討の必要性は認められない。
166	【警察による医療機関に対する証拠採取方法の教示等】 警察から医師に対して、証拠として採用される検体の採取方法等について教えてほしい。証拠採取した検体が適切なものだったのかについて、フィードバックしてほしい。 また、医療機関において採取・保全した証拠が刑事裁判で有効となるように刑事訴訟法の見直しを行ってほしい。証拠の採取・保全方法について全国的な基準を設けてほしい。	104	(前段) B (後段) C	警察庁 法務省	(後段) 犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、医療機関において採取・保全した証拠資料について、現行法下でも刑事裁判で証拠とすることは可能であり、刑事訴訟法の見直しが必要ないことは明らかである。
167	【刑事裁判等に係る交通費の公費負担】 刑事裁判、民事裁判、更には地方更生保護委員会や保護観察所に行く際の交通費を公費から支給してほしい。	106	C	法務省	刑事裁判に関する交通費に関しては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成25年法律第33号)により、被害者参加人に対する旅費等の支給について措置済みである(支給対象の更なる拡大については、168に記載のとおりである。)
168	【被害者参加人に対する旅費等の支給に関する検討】 被害者参加制度を利用していても、在廷せず傍聴席にいる場合にも旅費を支給してほしい。なお、最高裁判所の場合は、在廷が認められていないので傍聴するしかないが、かかる場合も被害者参加人の旅費日当が支給されるべきである。 被害者が傍聴する場合には旅費日当を支給してほしい。同居の親族等が裁判を傍聴する場合も、旅費の支給対象にしてほしい。	106	C	法務省	第2次基本計画において被害者参加人への旅費等の支給に関する検討が求められ、これに基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を改正し(平成25年法律第33号)、公判期日等に出席した被害者参加人に対し旅費等の支給を行う制度が創設された。同法律は、平成25年12月1日に施行され、現在制度の定着に努めているところであり、同制度の拡大について議論することは時期尚早である上、同法律は、被害者参加制度の下で、犯罪被害者等が、被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加するためには、被害者参加人自らが公判期日等に出席し、一定の訴訟活動を行う機会が与えられることが重要であると考えられることから、被害者参加人が公判期日に出席して訴訟活動を行うことを実質的に保障するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、国費により旅費等を支給する制度を創設することとしたものであって、公判期日等に出席せず傍聴した被害者参加人等に対する旅費等の支給については、現在の厳しい財政事情の下では、その実現は現実的でないため、検討の対象外とすべきである。
169	【被害者参加人の最高裁における在廷権】 最高裁では、被告人が在廷しないことから、被害者参加人についても、在廷できないとの見解を取っている。しかし、在廷権は参加許可された被害者参加人の権利であり、被告人の在廷とは関わりなく在廷が認められなければならない。		C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
170	【被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和】 被疑者の国選弁護人の費用が公費で賄われるのに対して、犯罪被害者等が被害者参加人として訴訟に参加する場合の弁護費用の公費負担については、いまだに資力要件が厳しい状況にある。本来的に、加害者と被害者は対等な関係にあることを考えれば、国選弁護人の費用に関する公費負担についても対等性が確保されなければならない。	107	C	法務省	国選被害者参加弁護士の選定請求に関する資力要件については、第2次基本計画において、その緩和を検討することが求められたことから、これに基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正(平成25年法律第33号)により資力要件を緩和し、平成25年12月1日に施行された。更なる緩和については、施行されてから間もなく、これを検討することは時期尚早である上、現在の厳しい財政事情の下で、弁護士による法的サービスを求めている他の国民との均衡等も考慮せざるを得ず、その実現は困難であり、検討対象外とすべきである。
171	【公判記録の閲覧謄写に係る費用の公費負担】 被害者による公判記録の閲覧謄写に係る費用を公費負担にしてほしい。必要な部分については、カラーコピーができるように検討してほしい。 また、判決文を判決終了後、報道関係者に配布しているが、犯罪被害者等にも配布してほしい。	105 108	C	法務省	公判記録を含む裁判記録の閲覧・謄写については、多種多様な立場の者が様々な理由により行っているところであり、犯罪被害者であることを理由にその費用を公費負担とすることについては、閲覧・謄写をする他の立場の者との均衡等も考慮せざるをえず、現在の厳しい財政事情の下で、その実現は極めて困難であり、見直しの検討対象外とすべきである。 また、判決直後の判決要旨の交付も裁判所が行っているものであるところ、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
172	【捜査書類等の早期開示】 刑事訴訟法第47条のただし書き部分を明確にしてほしい。当事者の求めに応じて、実況見分調書や交通事故調書、鑑定報告書等を送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は事件後1～2週間以内)に開示してほしい。また、略式命令で処分される事件や不起訴事件に関する実況見分調書を早期に開示してほしい。 適正かつ速やかに犯罪被害者等が保険金の支払を受けられるよう、早期に捜査情報を開示してほしい。交通犯罪発生後に犯罪被害者等と保険会社が入手する情報量に差異があることから、捜査情報を早期開示してほしい。	108 125	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、捜査書類等の開示については、被疑者・被告人その他の訴訟関係人の名誉その他の利益を侵害するおそれがあるとともに、捜査・裁判の面にも不当な影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、慎重な判断が必要とされる。
173	【捜査記録の開示に係る情報提供】 犯罪被害者等への捜査記録の開示について、事例等を具体的かつ積極的に内閣府や法務省のホームページ上で公開してほしい。不起訴や略式起訴事件で、写真や加害者の供述が開示されたなどの具体例の一覧があれば役立つ。	108 125	C	法務省	記録の開示については、担当検察官や担当窓口において、適切に情報提供しており、基本計画に盛り込むことは必要とは言えない。
174	【事件に直接関係のない性的な経験等の証拠化の禁止】 公判において性暴力に遭った方の性的な経験等が証拠として採用されないようにするレイプシールド法を検討してほしい。制定に時間がかかる場合は、規則等の中で、当事者の希望に沿った、できる限りの配慮をすることを明記してほしい。	109	C	法務省	前段については、現行法の下においても、訴訟関係人のする尋問等が事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、裁判長がこれを制限することができるとされており、新たな法制度を設ける必要性は乏しいと思われる。 後段は裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
175	【裁判における専門家による被害者の心理に関する説明等】 裁判において、心理学の専門家等が性暴力被害者の心理や対処行動を説明する制度を検討するとともに、個別の被害者の心理状態等を考慮した裁判を行ってほしい。	109	C	法務省	現状においても、個別の事案に応じて必要な場合には専門家証人による証言が可能であり、新たに制度として設ける必要性はない。 また、裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
176	【被害者参加制度の拡充】 公判前整理手続に被害者又は被害者参加弁護士が出席できるようにしてほしい。同一手続で起訴されている事件について、すべての事件に被害者が参加できるような制度にしてほしい。証人に対する被害者参加人等の尋問は、情状事実だけでなく犯罪事実についてもできるようにしてほしい。また、尋問は主尋問・反対尋問双方でできるようにしてほしい。犯罪被害者等を証人とする尋問では、犯罪被害者等をよく知る被害者参加弁護士による主尋問が必要である。	109	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。
177	【被害者参加人等による訴訟活動】 検察官の冒頭陳述とは異なる事実(動機、経緯等)を前提にした訴訟活動を認めてほしい。 控訴審での被害者参加人による事実又は法律の適用についての意見陳述を認めるとともに、それを前提にした訴訟活動を認めてほしい。	109	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。
178	【起訴罪名への被害者等の意見の反映】 検察官は、起訴罪名について、犯罪被害者等の意向を法的に許される限り尊重すべきである。被害者遺族としては、たとえ危険運転の成立が難しい場合であっても、社会一般の常識的な感覚を起訴罪名にも反映させたいと願うものである。公益の代表者である検察官においても、市民一般の感覚や良識を最大限斟酌して、起訴罪名を決することは、公益の代表者という使命・職責に照らして整合的であっても、決してこれと矛盾するものではない。	109	C	法務省	犯罪被害者施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
179	【裁判所における証拠採用】 裁判員に対する負担軽減に配慮し過ぎるあまり、裁判所において証拠採用を絞り過ぎていて、できるだけ多くの証拠を法廷に提出するよう運用を変えてほしい。被害の実態を証明する上で最も有力な証拠が採用されないというのでは真実を覆い隠すことになる。	109	C	法務省	裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
180	【犯罪被害者等に配慮した公判期日等の決定】 刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図り、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝える。これについては、努力義務でなく、必要の手続とする。	110	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。(なお、公判期日の指定については、既に被害者等に配慮する運用がなされており、法改正により義務付けまでの必要はない。)

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
181	【裁判員裁判以外の裁判における改善】 裁判員裁判以外の裁判では、傍聴席にいて聞き取れない声で話す法曹関係者がいる。裁判官に向けて話すのではなく、傍聴席にも届くようにはっきり話してほしい。	111	C	法務省	本要望は、犯罪被害者施策というよりは、公判立会技術の問題であって、基本計画に盛り込むことになじまない上、検察官については、既に日頃の指導や研修を通じて公判立会技術向上を図っている。 また、弁護士は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
182	【裁判に関する犯罪被害者等への詳細説明】 判決後、検察官が犯罪被害者等に詳細な説明をする機会を設けてほしい。 平成20年3月24日の通達では、上訴に関して事前又は事後に説明すると明記されているが、必ず「事前」にしてほしい。導入に向けて2年以内に結論を出してほしい。 上訴について、被害者の要望を最大限に反映するよう最高検において通達を出し直してほしい。	113	C	法務省	平成26年10月21日付けで、「判決があった場合には、被害者等の要望に応じ、判決内容につき十分な説明をするとともに、上訴に関する事項についても必要かつ適切な範囲で説明を尽くすよう配慮されたい。また、判決に対する上訴の要否を検討する際には、必要に応じ、被害者等から意見聴取を行うなど、適切に対応するよう配慮されたい。」旨の最高検次長検事の通達を発出済みであり、措置済みであるから、検討の対象外とすることが相当である。
183	【少年審判の傍聴制度の拡充】 少年審判について、犯罪に遭った方並びにその家族にあっては、一定の重大事件に関わらず、あらゆる事件の審判を傍聴できるようにしてほしい。	115	C	法務省	被害者等による審判傍聴制度は、平成20年の少年法改正で導入されたものであるが、法務省では、平成20年少年法改正附則第3項において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定その他この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえ、平成24年3月から7月にかけて、犯罪被害者の方や刑事法研究者、弁護士等で構成される「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」を開催した。上記意見交換会においては、被害者等による審判傍聴対象事件の範囲拡大について、慎重・反対意見も多く、現時点で審判傍聴対象事件の範囲を拡大しなければならないような制度上の問題があるとまでは認められなかったことから、法改正を行わないこととしたところであり、第2次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける検討の対象外とすることが相当である。
184	【警察による犯罪被害者等に対する説明】 警察は、犯罪被害者等に対して、その権利や刑事手続等を丁寧に説明する義務を負うべきである。	4 117 120 153 170 172 173 184	B	警察庁	警察において犯罪被害者等に対し、その権利や刑事手続等の説明を義務化することについては困難であるが、刑事手続等に関する情報提供の充実としてB なお、警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、被害者に対して、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡を実施している。
185	【司法解剖に関する遺族への配慮】 遺族に対して、検視や司法解剖の必要性・解剖所見・司法解剖後の遺体と摘出臓器の扱いについて説明してほしい。警察の担当者(係)を明示し、その後の問い合わせに困らないようにしてほしい。裁判の証拠として必要がなくなったら、遺族に連絡してほしい。 摘出した臓器を大学が保存・利用する場合は、保存物の明細・保存期間・利用機会(研究・教育等)を遺族に連絡した上で、承諾を取る。大学等で保存しなくなる(処分する)場合は、遺族に連絡する。 行政解剖・病理解剖と同様に慰霊祭を行い、希望する遺族や関係者の参列を認めてほしい。 これらに関して、警察庁では、8月1日付けで通達を発出しているが、警察における対応の範疇に止まっており、遺族の意思を反映しているものではない。	120	B	内閣府 (死因) 警察庁 法務省 文科省 厚労省	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
186	【死因究明の徹底】 科学的捜査と死因究明のため、検視検案に際しては、CT・MRI等の画像検査及び薬毒物検査を義務化してほしい。また、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくってほしい。遺族等に対する必要な情報提供や遺族が相談ができる体制を作ってほしい。死因究明を専門的に行う機関を設置してほしい。生体鑑定についても同様に万全を期してほしい。	120	C	内閣府 (死究)	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
187	【証拠物等の還付方法】 被害者の着衣・証拠物・遺体の一部・遺体等の還付等の方法について、遺族・家族・当事者とともに話し合い、返却するか処分するかなど処分の仕方等について協議してほしい。	120 121 122	B	警察庁 法務省	刑事手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等としてB
188	【未逮捕事件における遺族への報告義務】 基本計画は、犯人が逮捕されたことを前提としている。未逮捕の場合は、定期的に遺族に対して、詳細に報告することを義務付けてほしい。	121	C	警察庁	基本計画は犯人が逮捕されたことを前提とするものではない。定期的な報告の義務付けは、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
189	【関係機関・団体の連携等】 途切れることのない支援強化のため、警察、検察、裁判所、保護局、矯正局等が連携・情報共有を図るとともに、被害者に必要な情報を適切な時期に提供すべきである。	推進体制 4 72 121 122 125 126 130 153 154 159 169 172 190 212	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省	関係機関・団体の連携強化、犯罪被害者等に対する情報提供の充実としてB
190	【交通犯罪捜査の方法の改善等】 (1)交通犯罪で、特に死亡又は重傷事件の場合、双方立会いで実況見分が行われ ない。本人が立ち会えない場合は、必要的弁護に準じて、必ず法定代理人の立会を 求める。 (2)実況見分は、すべて動画記録を残す。 (3)証拠物は、事件が解決するまで必要的保存とする。 (4)実況見分記録の即時公開(公開を義務付ける。作成に要した警察官メモも保存を 義務付ける。) ※被疑者・被害者の主張が食い違う場合は、そのまま併記する。警察官がその 場で判断しない。 (5)死亡又は重傷事件は、必ず起訴することとする。	108 123	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。また、(1)(4)は捜査秘密の漏洩を招いて、事案の真相解明を阻害する危険があり、実現困難である。
191	【交通犯罪捜査における動画の活用等】 実況見分を含め交通犯罪捜査において、動画を活用してほしい。 交通犯罪の証拠となり得る動画(ドライブレコーダー提出に係る任意性の確保や証拠能力、その他交通犯罪に関わる動画)について法整備してほしい。	123	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、後段については、現行法において対応可能であり、法整備の必要はない。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
192	【職業運転手のドライブレコーダー等の提出義務】 職業運転手が交通事故の加害者となった場合、運転手の健康管理表・運行状況・タコメーター・車両のドライブレコーダーについては、提出を義務付けでほしい。	123	C	警察庁 法務省 国交省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、現行法において、提出命令、捜索、差押え等により対応可能であり、刑事訴訟法制としては、更なる法整備の必要はない。 国土交通省においては、事業用自動車による輸送の安全を確保する観点から、重大な事故において、その原因などに応じて、健康状態のわかる資料や勤務状況等の提出を法令で義務づけており、道路運送法に基づく調査・監査において、必要な範囲でタコグラフ等の記録を確認している。また、事故の状況を確認するため、ドライブレコーダーの映像など関連する資料についても提出を求める場合がある。なお、これらは犯罪捜査を目的として提出を求めるものではない。
193	【不起訴記録の開示】 不起訴記録の開示など現行制度の一層の徹底・周知を図ってほしい。 また、不起訴記録に関して、客観的証拠にあつては、原則開示するなど一定の法制化が必要である。	125	(前段) B (後段) C	法務省	(前段) 不起訴記録の開示については、検察において被害者等に必要に応じて交付している冊子に記載されているほか、これについて定めた通達の内容は法務省のホームページにおいて概要を紹介するなど周知を図っている。 (後段) 不起訴記録については、捜査目的で収集されたものであり、他の目的での利用が予定されていないものであること、関係者のプライバシーを保護する必要があることから、公にすることはならないことが原則であり、その一部であっても開示を原則とすることは相当でない。例外的に開示するのが相当と認められる場合があるとしても、開示すべきか否かの判断は、個別具体の事案により異なることから、法律によって統一的な基準を定めることは困難であるとともに、かえって柔軟な運用による開示を妨げることにもなりかねず、適切でない。
194	【不起訴事案に係る犯罪被害者等への事前説明等】 平成20年3月24日の通達では、不起訴処分に関して、被害者に事前又は事後に説明すると明記されているが、これを「事前」に限定してほしい。また、交通事故の不起訴事案について、被害者に対する科学的な根拠に基づく説明が徹底されるよう、最高検において通達を出し直してほしい。導入に向けて2年以内に結論を出してほしい。	126	C	法務省	平成26年10月21日付けで「被害者等に対しては、(略)、今後とも必要かつ適切な範囲で事件の処理に関する説明を尽くされたい。特に、被害者等から事件の処理に関する要望が示された場合において、法と証拠に基づいて十分に検討した結果、被害者等の要望に沿う事件処理を行うことができない場合には、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、必要に応じて、適宜の時期に、捜査処理の内容及び理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得るよう努められたい。」旨の最高検次長検事通達を発出済みであることから、検討の対象外とすることが相当である。
195	【心神喪失等の取扱い】 心神喪失等については不起訴とせず、殺人の場合は必ず裁判し、医師による鑑定も法廷内で決定してほしい。 検事は、遺族に対して鑑定の写しを交付の上、詳細な説明をすることとする。	125 126	C	法務省	いずれも犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
196	【刑事手続等終了後の被害者と加害者の関わり】 刑事手続、保護処分、保護観察の期間が終わった後の加害者への関わりを検討してほしい。加害者本人の意向を尊重することは当然として、その意向に沿って、加害/被害の関係調整・支援を専門に行う機関が必要と思われる。加害者、被害者及び地域社会関係の調整・支援の一方策として、可能な事案について、当面の間、少年院、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等でテレビ電話による被害者と加害者の対話を認めてほしい。	131	C		犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 原則、刑事手続等終了後の加害者に接触することはないことから、要望に応えられない。

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
197	【加害者更生の実施】 加害者更生について言及して欲しい。少しずつ取組が進められているが、中でも、やはり被害当事者や遺族の思いは、加害者の心を動かす可能性が高いと考えられる。被害当事者が、その体験を安全に正確に世の中に伝えられるような取組みについて、国としてサポートしてほしい。	87 132 136	B	法務省	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等としてB
198	【交通事故犯に関する再発防止】 交通事故犯の場合、再発防止については、加害者の犯罪性向よりも交通規範に対する意識が定着したかどうかという観点から慎重に判断しなければならない。特に無免許運転は、常習性が顕著な場合が多く、再度の加害行為のおそれが生じる場合も少なくないと考えられる。再び交通事故犯を起こしかねないリスクは、性犯罪など再犯性の高い犯罪類型と比較して決して軽視されてよいものではない。交通事故犯は、日常的に発生しており、再発防止の必要性は極めて高い。そのためにも、再発防止、再び事故を起こさせないようにすることが主眼とされなければならない。	136	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
199	【犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理】 仮釈放等における意見等聴取制度で聴取された犯罪被害者等の意見は、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮されるとともに、必要に応じて、保護観察中の特別遵守事項に反映されるなど、尊重されなければならない。犯罪被害者等の意見が尊重されない場合には、理由を付して説明してほしい。	138	B	法務省	意見等聴取制度で聴取した意見については、仮釈放等の審理において尊重しており、既に措置済みであるところ、「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進」としてB
200	【更生保護委員会における研修】 仮釈放を審査する更生保護委員会の方々に犯罪被害者等の心情・現状を理解してもらうための研修を充実してほしい。	140	B	法務省	
201	【法務省主催の意見交換会における議論の反映】 法務省において、「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を実施したが、この中で検討された事項については、犯罪被害者等が強く希望する事項であることから、新たな基本計画の中に取り入れてほしい。		C	法務省	平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会を踏まえた検討の結果、現時点においては、法改正の必要はなく、より一層の運用の充実を図るべきとの結論を得たところであり、最高検察庁においてこれに関する通達を発しており、措置済みである。
202	【あらゆる場面における犯罪被害者への同行】 犯罪に遭った方が望む家族・支援者等が、現場検証や裁判などあらゆる場面に同行できるようにしてほしい。	156	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。捜査における秘密の漏えいを招くおそれがあり、実現困難である。
203	【被害者の実情等を反映した司法手続】 性犯罪に係る法改正とともに、性犯罪の判決文を分析して、被害者の実情や声を反映した司法手続となるよう検討してほしい。		C	法務省	性犯罪の罰則の在り方については、法務省において検討会を開催し、検討を行っているところであるが、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらない問題であることから、対象外とすべきである。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
204	【被害者等が直接関与できる制度の整備】 捜査、公訴提起、刑事裁判手続に犯罪被害者等が直接関与できる制度を整備してほしい。このような権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受けた上での捜査への参加や、検察審査会の機能と権限の強化等を図ってほしい。		C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 警察においては、被害者等について、被害届の提出、供述調書の録取、実況見分等の立会等、捜査の初期段階から被害者の捜査に対する協力が欠かせないことから、必要に応じて情報提供を実施し、捜査に対する協力を求めている。 被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、新たな検討の必要性はないため、検討の対象外とすべきである。 また、検察審査会法については、起訴議決制度が平成21年に始まって以降、いまだ運用実績も少なく、その動向を注視しているところであり、現段階で法改正の必要はないと考えている。
205	【少年事件手続等の見直し】 少年を刑事裁判にかけないための見直しを進め、少年事件は家庭裁判所で完結してほしい。少年にとって大切な可塑性の高い時期に、早期に必要な処遇措置に入れないのは、少年にとっても社会や被害者にとっても大きな損失である。また、既に刑事裁判の結果、刑務所に送られた少年を少年院に戻す施策も実施してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
206	【死刑判決を出さない仕組みの整備】 死刑判決を出さない仕組みを整備してほしい。とりわけ、当面、少年事件については、死刑の適用を事実上、停止してほしい。加害者も命があつてこそ謝罪や真相究明ができる。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
207	【被害届の全件受理】 被害者が被害を届け出たらすべて受け取ってほしい。		B	警察庁 法務省	届出の内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合は当該届出を受理しない場合もあり得るため、被害届の全件受理については困難であるが、迅速・確実な被害届の受理としてB。 なお、犯罪捜査規範第61条第1項により、警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは受理しなければならないこととされており、また、通達「迅速・確実な被害届の受理について」において被害届の受理の原則を示し、被害者の要望に応える迅速・確実な被害の届出がなされるよう徹底を図っている(警察庁)。 捜査のための人的・物的資源は限られているところ、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、安易に受理するよりも、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る方が、総合的に見れば有益であると考えられ、全件直ちに受理するという要望を検討の対象とすることは相当でない(法務省)。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
208	【少年事件関連での和やかなデザインの導入】 少年事件関連では、子どもの視点を大切に、警察・検察・裁判所・少年鑑別所・少年院・刑務所で、和やかなデザインを導入してほしい。とりわけ、子どもに関する刑事司法においては、子どもの権利条約や関連規則を活かしたデザインとするように努力してほしい。		C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
209	【少年院のパイロット施設】 少年院にも民間の技術や知識・経験を導入したパイロット施設を作してほしい。その成果を多くの少年院の運営に役立ててほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
210	【少年院からの社会復帰システム】 少年院出院者の社会復帰を支援してほしい。特に出院者を一時的に保護できるような施設、例えば更生保護施設を必要な際に活用できるなど現場で柔軟な運用を行うことができるよう予算措置してほしい。出院者が元担当職員を頼って相談等のために元収容先を訪ねた際には、更生保護施設につなげられるまでの間は、少年院に現存する家族舎を活用するなどとともに、職員・民間協力者を入れた社会復帰支援システムを構築してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
211	【強姦罪の見直し】 現在の強姦罪は、「暴行又は脅迫」を要件としているが、「同意なき性交」を処罰対象とするよう強姦罪の構成要件を改めるべきである。 強姦は3年以上の有期徒刑、強盗は5年以上の有期徒刑とされている。無理矢理性交することが、無理矢理物を盗るよりも軽いとされるのは、明らかに不均衡であることから、強姦罪の刑罰を適正なものとするべきである。また、性犯罪について、全て非親告罪とすべきである。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、法務省において、性犯罪の罰則に関する検討会が設けられている。
212	【民事及び刑事における性犯罪の時効撤廃及びその遡及】 民事及び刑事両方における強姦及び強制わいせつの時効を完全撤廃するとともに、いまだ時効が完成していないものについても適用する。子どもが被害者の場合、外国では成人してから時効が起算される制度もある。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、法務省において、性犯罪の罰則に関する検討会が設けられている。

第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
213	【犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案改訂版の作成】 内閣府において、平成20年、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布しているが、その後の法改正や制度の拡充等を反映させた改訂版の作成を要望する。	141	B	内閣府 (犯被)	
214	【地方公共団体の責務として実施すべき施策の明示】 地方公共団体ごとに支援の内容・質に差がある。地方公共団体の責務として実施すべき必要最低限の施策内容を具体的にしてほしい。	141 142	B	内閣府 (犯被)	
215	【犯罪被害者等に特化した条例や基本計画の整備等】 地方公共団体において、犯罪被害者等に特化した条例や基本計画を整備してほしい。内閣府においては、地方公共団体の条例に関する情報を収集し、ホームページやメールマガジンで地方公共団体に対して情報提供してほしい。 条例や基本計画の制定・実施状況の検証等に当たっては、犯罪被害者等を検討会等の構成員にするなど犯罪被害者等の意見を反映してほしい。また、条例の標準型モデル案文としては、平成26年7月に犯罪被害者や有識者が中心になってまとめたものがふさわしい。	141 142	B C	内閣府 (犯被)	条例等に関する地方公共団体に対する情報提供としてB なお、犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した条例の整備等について、基本計画の見直しの場で検討することは困難である。
216	【地方公共団体における生活支援専門職の活用】 1) 地方公共団体等の行政機関の相談担当窓口对生活支援専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職)を配置し、出来る限り異動させないでほしい。 2) 市区町村における配置が困難な場合には、都道府県に広域支援員として生活支援専門職を置いて、後方支援を行うなどの手段を講じ、被害者が生活支援専門職に確実につながる手段を確保してほしい。 3) 生活支援専門職が犯罪被害者支援において如何に充実した支援を行っているかについて、地方公共団体に対して普及啓発してほしい。 4) 上記窓口で対応する生活支援専門職に対して、都道府県・政令指定都市を単位として、犯罪被害者等に関する研修プログラムを実施してほしい。	141 142	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
217	【地方公共団体における支援コーディネーターの確保・育成】 地方公共団体における犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の職員は、単なる情報提供に止まらず、犯罪被害者等のニーズを把握し、適切な機関・団体に橋渡しするなど支援をコーディネートできる人材であることが望ましい。適切な人材の確保や実践的な研修について、国が支援する。	141 142 152 196	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
218	【地方公共団体間の連携・協力の促進】 多くの条例が支援対象者を住民に限定しており、遠隔地に居住する犯罪被害者は事件が発生した地域で支援を受けられないことがある。遠隔地に居住する犯罪被害者が支援の狭間に落ちることなく、必要な場所で必要な支援を受けられるよう、地方公共団体間の連携・協力を促進してほしい。	141 142	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
219	【地方公共団体に対する国の財政措置】 国における総合的かつ一体的な被害者支援の枠組の中で、地方公共団体が中長期的な支援を含めて持続的に取り組むことができるような財政措置をしてほしい。国民の理解と協力を得るための取組や事業の整備を進めるためには、国から地方公共団体に対する補助金等の財政措置が必要である。	141 142 227	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
220	【地方公共団体における犯罪被害者支援の促進】 被害者支援について先進的な取組みをしている地方公共団体や、平成26年7月に犯罪被害者や有識者が中心になってまとめた条例案を参考にしつつ、被害者等の声を生かした支援の在り方について、モデル案を作り、各地方公共団体を指導してほしい。	141 142	B	内閣府 (犯被)	地方公共団体に対する情報提供としてB
221	【地方公共団体における犯罪被害者支援に関するガイドラインの作成】 各地方公共団体は、先進的な取組を行っている地方公共団体を参考にするとともに、その地域の特性も加味して、犯罪被害者支援のガイドラインを作成してほしい。	141 142	B	内閣府 (犯被)	先進的な取組に関する地方公共団体に対する情報提供としてB
222	【市町村における犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の充実】 全ての市町村に犯罪被害者等に関する総合的対応窓口を設置するとともに、その対応を充実させてほしい。政令指定都市の場合、住民の最も身近な行政窓口は区役所であることから、区役所における総合的対応窓口の設置を促進してほしい。また、都道府県は、市区町村の窓口職員に対する研修を実施してほしい。窓口職員は、民間被害者支援団体へ研修に行くなどし、犯罪被害者等の実態を理解してほしい。市町村の総合的窓口と関係機関の緊密な連携を促進する。	141 142 209	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
223	【市町村における犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の周知】 市町村は、犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の周知を図ってほしい。被害に遭った時に相談しやすいように、日頃からの一般市民に対する広報啓発活動が必要である。	142 227	A		地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA
224	【地方公共団体における統計方法及び統計シートの整備】 地方公共団体における施策を精査・分析できるようにするため、統一された統計方法及び統計シートを整備し、同じ基準で現状を比較できるようにしてほしい。	141 142	C	内閣府 (犯被)	本要望については、見直しの場で検討しないものの、内閣府において個別に対応を検討する。
225	【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリングなど地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組を促進するとともに、各都道府県の取組状況や好事例について調査・公表してほしい。また、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等を行うカウンセラーの養成、研修、スーパービジョン等を実施する。	143	B	内閣府 (男女)	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
226	【子どもの性被害に対する支援等】 女児・男児を問わず、子どもの性虐待について周知徹底し、その救済を図る施策を充実する。子どもへの性暴力・性虐待について広報するとともに、子どものためのトラウマケアを被害に遭った子ども全員が受けられるような施策を確立してほしい。	147	A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
227	【国費による被害者を支援するアドボケートの養成】 被害者に寄り添い、精神的なケアをしつつ、情報提供・警察や病院への付添い・生活支援など被害者が生活を立て直せるよう、国費で全般的な支援を行うアドボケートを養成してほしい。	152 196	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援としてB

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
228	【コーディネーター養成に係る財政的援助】 民間団体に対して、被害者支援に係る相談員等の育成のための財政的な援助を始め、相談員等が継続して支援に従事できるような手当をしてほしい。特に、犯罪被害者支援の中核を担っているコーディネーター（広域・緊急支援の中核的役割や人材育成を担う相談員）を育成していく必要がある。	152 196	A		民間団体の活動促進としてA
229	【警察等とアドボケートとの連携による性暴力被害者支援】 警察や検察とアドボケートの連携による性暴力被害者支援を実施してほしい。	153 161	B	内閣府 （男女） 警察庁 法務省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
230	【ワンストップ支援センターの設置促進】 交通事犯の被害者を始め、あらゆる種類の犯罪被害者等にとって、ワンストップ支援センターのような存在は極めて重要である。窓口の一本化・総合的対応を推進してほしい。当初は警察の事情聴取から始まり、検察庁、裁判所、更には弁護士等との打ち合わせに伴う心身の負担は、犯罪被害者として実体験しない限り容易に想像できるものではない。事情聴取を含めて可能な限り、ワンストップサービスが実現され、被害者遺族らの心身の負担が軽減されることが重要である。	141 148 149 150 151 153	B	内閣府 （犯被、男女） 警察庁 厚労省	支援等のための体制整備としてB
231	【すべての犯罪被害者等に対するワンストップ支援】 事件内容に関わらず、すべての犯罪被害者等が、ワンストップ支援を一律に公平公正に受けられるよう盛り込んでほしい。	141 148 149 150 151 154	B	内閣府 （犯被、男女） 警察庁 厚労省	支援等のための体制整備としてB
232	【警察へ行くことができない方への支援・情報提供】 第2次計画の中に「警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実」とあるが、警察に行くことができない方への支援・情報提供についても考慮してほしい。	153 155 177	A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
233	【犯罪被害者支援における生活支援専門職の活用に関する検討】 ＜案1:警察関連＞ 1)警察庁及び各都道府県警の被害者支援室等に生活支援専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職)を配置してほしい。 2)既に配置されている臨床心理士と連携して、早期に生活再建の支援を行うことができる枠組を検討してほしい。 ＜案2:司法関連＞ 1)法務省又は検察庁に、被害者(支援)局を新たに設け、そこに一専門職として生活支援専門職を配置してほしい。 2)社会復帰調整官等の手厚い加害者処遇と同等の予算を被害者支援に投じ、生活再建の支援ができるように検討してほしい。 ＜案3:社会福祉機関関連＞ 1)社会福祉協議会に被害者相談支援窓口を作ってほしい。 2)被害者専用窓口が難しい場合は、生活困窮者自立支援法の支援枠組に絡めるなど、犯罪被害者が社会福祉協議会の支援の対象になるよう事業の調整を進めてほしい。 3)社会福祉協議会の生活支援専門職に犯罪被害者支援に関する研修の機会を提供してほしい。	153 154 161	B	警察庁 法務省 厚労省	＜案1:警察関連＞については、警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実としてB ＜案2:司法関連＞については、検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実としてB ＜案3:社会福祉機関関連＞については、犯罪被害者が生活困窮や介護等の福祉ニーズを有している場合には、他の地域住民と同様、そのニーズに応じ、社会福祉協議会が行う事業を利用することについてB
234	【被害者支援連絡協議会等への自助グループの加入促進】 被害者支援連絡協議会等には自助グループがメンバーになっていないが、具体的な事業に応じた対応力の向上のためには、自助グループを入れた方が良い。	154	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	
235	【地域における被害者支援ネットワークの構築】 地方公共団体には、被害者支援ネットワークがないところがある。このネットワークをすべての地方公共団体に構築することにより、関係機関との連携を強化することが望まれる。定期的に会議を開き、関係機関における被害者支援の現状を意見交換することにより、地域として取り組む課題を提示できるのではないだろうか。	154	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
236	【被害者支援に携わる関係者による意見交換等】 犯罪被害者、地方公共団体職員、政府職員、民間支援団体関係者、医療関係者等の犯罪被害者支援に携わる者が、意見交換したり、互いの知見を深める場を定期的・継続的に設けるような取組が全国的に広がるよう推進してほしい。	154	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進としてB
237	【指定被害者支援要員制度の運用】 指定被害者支援要員制度の運用について、形ばかりではダメで、刑事手続の段階からの相談支援を望む。また、専任付添いにしてほしい。	156	B	警察庁	
238	【民間団体と連携した指定被害者支援要員制度の運用】 指定被害者支援要員制度は警察官が付き添うことを制度化したもののだが、犯罪被害者支援センターのほか、民間シェルター等の女性支援団体や幅広い民間の支援者を活用し、強姦等の性暴力被害、DV・ストーカー被害の場合は、女性の支援者が駆けつける制度にしてほしい。	156 212	B	警察庁	
239	【交通事故相談活動の促進】 交通事故相談活動の促進に関して、刑事手続の段階からの相談支援を望む。	157	B	内閣府 (交通)	都道府県の交通事故相談員については、刑事手続等の相談があった場合には、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動を紹介できるよう、研修等を通じて資質の向上を図ることとしたい。
240	【相談しやすい環境の整備】 少年だけでなく、外国人、障害者など特別なニーズを持つ方が相談しやすい環境を整備してほしい。 また、相談やカウンセリング等の支援を行っている民間に対する公費助成が必要である。	155 158 212	A		前段部分については、被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA なお、警察においては、既に、全国の警察本部及び警察署に相談を受理するための総合窓口を設置し、相談電話としても全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を運用しており、常時相談を受け付ける体制を整備している。今後は現在の仕組みを活かして、更に特別なニーズを持つ方でも相談しやすい環境を整備していく段階である。 後段部分については、民間団体の活動促進としてA
241	【警察と民間機関との連携による安全確保】 ストーカー被害者が告訴や避難を躊躇した場合等には、被害者心理に詳しい女性のための民間相談機関を紹介するなど、警察と民間機関との連携による安全確保の取組を行うべきである。	159	B	内閣府 (男女) 警察庁	ストーカーに係る被害者支援の取組等については、関係省庁からなる会議等の場で検討されていることから、その検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
242	【ストーカー行為等の規制等に関する提言の速やかな実現】 ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会から出された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」の提言を速やかに実行してほしい。	159	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	ストーカーに係る被害者支援の取組等については、関係省庁からなる会議等の場で検討されていることから、その検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
243	【ストーカー規制法の改正】 ストーカー規制法において、「恋愛感情」以外のつきまとい等についても、規制対象としてほしい。	159	C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
244	【地方公共団体における子ども・若者育成支援に関する計画】 地方公共団体は、子ども・若者育成支援についての計画に、「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述を必ず入れてほしい。	163	B	内閣府 (青少年)	地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知としてB なお、地方自治の尊重の観点から地方公共団体に対する義務付けは困難である。
245	【「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の充実】 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員に対する研修を公費にて実施し、質の向上を図ってほしい。 「子どもの人権110番」における年間の相談件数・相談内容を国民の目に触れ易い形で知らせるとともに、「子どもの人権110番」について、学校で教師から子ども達に伝えることを盛り込んでほしい。	164	B	法務省 文科省	「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実としてB
246	【学校内での犯罪への対応】 学校内での犯罪は、状況によっては、教育委員会ではなく、民間団体が中心になる必要がある。特に加害者が学校内部の場合は、犯罪に遭った子どもの人権を最優先に考え、加害者の退職・退学・転校等を前提に対応してほしい。	165	B C	文科省	加害者の退職・退学・転校等については、教育全般に関わることであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることからC その他については、B
247	【被害児童生徒に対する支援】 被害児童生徒には、継続的な支援が必要である。集団登校中の児童が被害に遭ったような事案では、サポートチームを一定期間、最低でも数年間は当該学校で積極的に機能させる必要がある。 現状では、スクールカウンセラーが中学校にしかないことがあり、小学生がカウンセリングを希望する場合には、小学生が中学校に出向くことがある。被害児童を移動させるのではなく、家族・教師の要望に応じて、小学校や幼稚園等にカウンセラーが移動し、支援をすることが望ましい。 保育園・幼稚園・小学校・中学校等の側で情報共有を徹底し、全体で被害児童生徒をサポートしてほしい。被害児童生徒の家庭状況や精神状態など子ども達の状況に関する情報を一元化して、保護者・学校・保健室・カウンセラー・被害者窓口や支援団体など関係機関が相互に連携できるように努めてほしい。子どものためのグリーフケアを推進している民間団体等と連携し、児童館等で積極的に取り組んでほしい。	165 166 167 188	B	厚労省 文科省	
248	【スクールカウンセラーに対する研修等】 多数の児童等が被害に遭った場合、精神科医等によるサポートチームの緊急出動等により、カウンセリングが十分に行き届く。単独の被害でも、家族・教師の要望を踏まえて、時には小学校や幼稚園に移動(出前)支援を行うなどの支援体制を構築してほしい。スクールカウンセラーは自閉症や登校拒否等の児童生徒に対する相談が多く、犯罪被害を専門に勉強したスクールカウンセラーはまだ地方では少ないので、教育委員会を通じて、研修等を積み重ねてほしい。	165 166 167 202 235	B	文科省	

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
249	【相談用アプリの開発等】 被害を受けたり、困ったすべての子ども・少年・女性が適切な支援を受けられるようなスマートフォンアプリを開発してほしい。この運用に当たっては、独立した専門機関・職員とするとともに、少年・児童からの相談に対応するため、学校ソーシャルケースワーカーを常勤とするなど、様々な被害相談に応じることができるようにしてほしい。	164 165 166 167 168 202 235	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	相談体制の充実としてB なお、警察では相談窓口として、全国の警察本部及び警察署に相談を受理するための総合窓口を設置し、面接相談のほか、電話・メール等での相談を受け付ける体制を整備し、相談者の利便性は確保することができているほか、個々の事案に応じたきめ細かな対応・支援を行っている。
250	【被害児童の面談場所への配慮】 子どもの被害の場合、本人や親をサポートするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用は重要だが、面談場所を学校にするのは酷である。	61 166	B	文科省	
251	【声を上げにくい被害者に対する支援】 見直しに当たり、具体的に検討していただきたいのは、これまで見過ごされがちだった犯罪被害に遭った子ども達や家族の抱える問題である。現在の基本計画では、形式的に学校現場でフォローすることやスクールカウンセラーの配置等が挙げられているが、声を出せない子ども達の深い喪失(グリーフ)にまで目を向けた施策はない。今後、こうした子どもへの取組みを総合的に推進していくことが必要と考えられる。幼少期に被害に遭った方が、どこに相談してもしっかりと支援につながるようなシステムづくりを早急に行ってほしい。 性暴力被害者に対して、ジェンダーやセクシュアリティ、民族など多様なマイノリティへの理解に根差した対応ができるよう相談体制の充実を図ってほしい。 ポルノ犯罪についての被害者も「犯罪被害者」に幅広く含んでほしい。名誉毀損等で告訴することは大きな負担であり、犯罪確定の有無を問わず、ポルノ被害に特化した対策を構ずる必要がある。	155 158 177	A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
252	【教職員に対する性犯罪被害支援に関する研修】 性犯罪被害支援に関して、特に養護教諭を中心に教職員に対して、被害の実態に即した研修体制を拡充してほしい。	166 237	B	文科省	
253	【教職員に対する犯罪被害に関する研修】 教職員の指導力向上のため、犯罪被害に関する研修等を行ってほしい。被害者の声に耳を傾け、その心情等の理解を深めてほしい。幼稚園・小学校・中学校等における学校側の情報共有の必要性について検討してほしい。特に年齢が低いと通常の心理カウンセリングすら受けられないので、同じ体験を持つ者同士のグリーフケアの推進の重要性について検討してほしい。	167 202 235	B	文科省	

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
254	【「ハンドブック」等の作成】 性暴力被害者に対する支援として、性暴力被害者が容易に情報入手できる「ハンドブック」や「被害者のためのノート」等を作成してほしい。	36 117 118 170 171 173 177	B	内閣府 (犯被・男女) 警察庁 法務省 厚労省	
255	【「被害者の手引」への犯罪被害者等の意見の反映】 「被害者の手引」に犯罪被害者等の意見を反映してほしい。	118 170 171	B	警察庁	
256	【性犯罪被害者に対する適切な情報提供】 性犯罪被害者には、事件化に関わらず、民間の支援団体を含めた情報が的確に提供され、必要な支援を被害者自身が選べる環境の整備が必要である。	推進体制 2 72 121 122 125 126 130 153 154 159 172 177 190 212	A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
257	【性犯罪被害相談に対する対応の充実】 性犯罪110 番のように時間が限定された電話相談では、相談できる被害者が少ない。24 時間受け付けることが必須である。担当者は、原則として女性であるべきで、性犯罪被害者が希望した場合には男性も選べるよう常にどちらでも対応できる体制を作るべきである。また、事件化を望まない利用者に関しても、事件化を妨げるような行為が警察等の対応になかったかをしっかりと評価した上で、その他の支援先につなげるべきである。	155 177	B	警察庁	
258	【日本司法支援センターにおける被害者支援精通弁護士の増員】 性暴力被害者に対する支援として、被害者が被害直後から弁護士を利用できるようにするため、法テラスにおける被害者支援精通弁護士を増員してほしい。	2 179	B	法務省	
259	【早期の弁護士による介入】 事件事故に遭うと、司法手続の中で専門的な用語が出てくることから、法の専門家である弁護士に早期に接触できることは心強い。早期の弁護士による介入を望む。	2 179	B	法務省	精通弁護士紹介の充実としてB

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
260	【被害者支援弁護士の適切な人選等】 被害者支援に精通した弁護士の質に地域差があり、適切な人選を行ってほしい。精通弁護士は、犯罪被害者等の声を聴き、その実情に対応できるようにしてほしい。被害者参加弁護士に係る報酬は、自由報酬になっているが、ある程度、基準が必要である。弁護士にもセカンドオピニオンのような制度が必要であるとともに、弁護士の中にはそれまで集めた資料も渡さない者もあり、カルテ開示のような制度が必要である。	2 179	B	法務省	精通弁護士紹介の充実としてB
261	【被害者法律援助事業の国費化】 現在、日本弁護士連合会が日本司法支援センターに委託して実施している「被害者法律援助事業」について、総合法律援助法を改正し、同センターの本来事業として国費化すべきである。	2 179 189	C	法務省	当該要望事項は、いわゆる刑事法律扶助制度の創設を求めるものであると解されるところ、このような制度一般の創設については、厳しい財政事情の下で、国費支出の合理性の観点から、慎重に検討されるべきである。
262	【自助グループの紹介等】 同じ思いをされた遺族の自助グループ等を紹介するなど積極的に情報提供する仕組みを作ってほしい。	182	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省	
263	【犯罪被害者等施策に関する通知の一覧性の確保】 犯罪被害者等施策については、関係省庁で横断的に取り組まれており、それぞれから関係通達等が発出されているため、男女共同参画局の関連通知一覧のサイトのような検索ページの追加を要望する。	183	B	内閣府 (犯被)	
264	【冊子・パンフレットのメディアを活用した広報等】 冊子・パンフレットはメディア等を活用して積極的に広報するとともに、外出が困難な被害者に向けたインターネットやSNSによる配信を拡大してほしい。	184	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	
265	【被害者側保護司の活用】 被害者側保護司の役割をより明らかにするなどし、加害者側の更生だけでなく、犯罪被害者保護・支援への理解の促進を図ってほしい。 また、保護司の任命は満66歳までに改正されたが、民生委員は満71歳まで任命ができるので、保護司の任命も満71歳までに改正すべきである。	185 186	(前段) B (後段) C	法務省	(後段) 犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
266	【被害者担当保護観察官及び保護司に対する研修の充実等】 被害者担当保護観察官及び保護司に対する研修を充実させるなどし、被害者側の保護の充実につなげてほしい。また、被害者側の保護観察官と保護司の人数を増やすとともに、加害者側の社会復帰サポートのノウハウを被害者にも活かし、被害者の社会復帰がより促進されるようにしてほしい。	185 186	B	法務省	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
267	【海外での被害における翻訳文の交付等】 海外で被害に遭った際には、外国の公的機関及びそれに準じる組織（赤十字等）の発行する文書の原文を家族に渡すとともに、被害者の希望があれば、速やかに翻訳文を交付し、さらに必要があれば、説明してほしい。この件については、外務省から困難である旨の資料が提出されているが、「暫定訳」で良い。業務量の増大と予算不足を理由とされているが、事件は常に起きているわけではなく、件数もさほど多くはないので、外注（0Bやボランティアを含む。）するなどし、対応してほしい。	190	C	外務省	2013年中の全在外公館における邦人援護件数は17,796件であり、「海外での被害」が具体的に何を指しているか不明であるが、「件数もさほど多くない」とは事実誤認である。 また、個人情報でもあり、外注はふさわしくないと史料される。
268	【海外での被害における情報提供】 海外で被害に遭った場合、関連する情報を随時提供してほしい。例えば、安否確認情報、安否不明者の捜査情報、遺体・遺品の返還に関する情報、犯人の捜索・起訴・裁判に関する情報等を提供してほしい。	190	B	警察庁 外務省	現行以上の業務負担は困難であるものの、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供としてB
269	【被害に遭った場所を問わない支援の実施】 被害者家族（現地・日本国内）に対して、指定被害者支援要員の派遣、必要があれば、帰国後の住宅斡旋など国内の被害者と同様の支援をしてほしい。これらの支援は、海外での被害者も対象であることを地方公共団体や警察に周知してほしい。	27 156 190	B	内閣府 （犯被） 警察庁 外務省	
270	【犯罪被害に関する調査研究】 支援技術の開発や支援施設の設置に必要なデータを集積するため、実績を持つ大学や研究機関・民間の専門機関に委託し、公費できめ細やかな調査を実施してほしい。また、警察に届け出していない、あらゆる形態の性暴力を含めた調査、子どもや障害者、外国人など特別な配慮が必要な被害者に対する調査も必要である。	191 192 194 195	B	内閣府 （犯被、男女） 法務省 厚労省	
271	【犯罪被害に関する調査研究】 被害者及び加害者双方について、調査を行い、実態を把握し、被害者に必要な支援や犯罪予防・再犯防止策を実現すべきである。	191 192 193 194 195	B	内閣府 （犯被、男女） 法務省	犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施としてB
272	【交際相手からの暴力に関する調査】 交際相手からの暴力について、交際相手は異性とは限らない。交際関係を男女間に限定する必要はなく、同性間についても調査を実施すべきである。調査票では、具体的な言動を例示し、何が「暴力」に当たるのかの定義を回答者と共有する必要がある。	193	B	内閣府 （男女）	男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
273	【性暴力被害の実態把握】 性暴力被害は、女性のみならず、男性も被害に遭っている。そこで、実態の把握を行い、社会への周知と理解を促進し、支援制度の整備を行うことが必須である。男性被害を含め「性暴力被害者の実態把握に努めること」を基本計画に盛り込んでほしい。	194	B	内閣府 (男女)	男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
274	【性暴力被害に係る経済的損失に関する研究調査】 性暴力被害は心身に大きなダメージを与え、学校に行けなくなる、仕事ができなくなる、家庭を運営できなくなるなど、個人にとっても社会にとっても、大きな損失になっている。その損失が経済的にどれだけマイナスとなるのかを明らかにすることが重要である。金銭のみでは回復しないが、被害者の回復と支援のためにはお金が必要であり、被害者支援を行うことが結果的に社会にとってプラスであることを調査によって証明してほしい。	194	B	内閣府 (男女)	男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
275	【性暴力被害に関する調査研究】 性暴力被害の実態について、定期的に調査を行い、被害者の心理や行動について啓発する資料としたり、必要な支援を把握するものとして活用する。調査に当たっては、二次被害を与えないよう配慮しつつ実施する。	194	B	内閣府 (男女)	男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
276	【諸外国の法令の調査等】 諸外国の犯罪被害者等の各種施策に関する法令・広報例etc.を積極的に調査し、国民に提供していくよう盛り込んでほしい。		B	内閣府 (犯被) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	
277	【性暴力加害者に係るポルノの影響等に関する調査】 性暴力の加害者に係るポルノの影響等の調査を行い、それらを基にプログラムを作成し、教育・啓発を行う。		C	内閣府 (男女)	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
278	【新技術を利用した攻撃等についての実態調査】 電磁波等の新技術を利用した攻撃等について、実態調査を行い、このような行為を犯罪行為と位置付ける。また、被害者支援を実施してほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討は困難である。
279	【政府による公益財団法人犯罪被害救援基金に対する支援】 政府として、公益財団法人犯罪被害救援基金を支援し、強力で安定した基金にすべきである。1度申請すれば、被害者の生活条件の好転がない限り、継続して支給が受けられるようにしなければならない。	205	C	内閣府 (犯被、 市民活動推 進) 警察庁	1公益法人に関して、政府が定める基本計画の中に盛り込むのは適当ではない。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
280	【被害者支援基金の創設】 被害者支援基金の創設を求める。第2次計画では、民間による基金創設に協力するという内容であるが、協力にとどまらず、創設を求める。犯罪被害者等に係る問題は、国民すべての理解と負担で解決すべきであり、国民1人当たり100円を拠出すれば、年間125億円となり、損害賠償立替払いや犯給金、未解決慰謝料等を含め、すべての犯罪被害者に対する補償が可能となる。	205	C	内閣府 (犯被)	経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、基金について、「国については、民間浄財を国民に広く募る観点から、民間による被害者支援の重要性と必要性に関する広報啓発等に積極的に取り組むべきである」とされており、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。
281	【自助グループに対する支援の充実等】 全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者等早期援助団体等の会員でなければ、関係省庁の協力を得られず、研修情報や研修等を受けることができない。自助グループに対する経済的援助や積極的な紹介等も含めた活動支援の充実や連携強化をより深めてほしい。	182 204 206 207	A		民間団体の活動促進としてA
282	【民間団体に対する補助金】 犯罪被害者(性被害・DV・虐待被害)支援にあつては、国が担うべきである。一時保護シェルター、中長期シェルター、自助グループを始めとするそれぞれの民間団体に対して、公的補助金を出してほしい。また、犯罪被害者等が居住するシェルター等の修繕費用や備品購入費を公費助成してほしい。	206	A		民間団体の活動促進としてA
283	【民間被害者支援団体における生活支援専門職の関与促進】 1) 性被害救済センターに対しては、海外の先進例を見習い、輪番制で担当できるように複数名の生活支援専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職)をコーディネーターとして雇用できる予算を措置してほしい。 2) 犯罪被害者支援団体に対しては、一定数の生活支援専門職の配置を行い、既存の犯罪被害相談員等と知識を補い合いつつ、支援を行うことができる予算を措置してほしい。その前提として、犯罪被害相談員等の労務負担に対する適切な給与を保証してほしい。 3) 上記双方の民間被害者支援団体において、生活支援専門職有識者から生活支援・社会資源に関する研修やスーパービジョン等を受けることができる機会を保証してほしい。 4) 上記1)2)3)について、民間被害者支援団体の複数個所においてモデル事業を実施してほしい。	152 196 206	A		民間団体の活動促進としてA
284	【民間団体に対する財政的支援】 基本法第22条の民間団体に対する財政上の措置を基本計画の中で明らかにしてほしい。 被害者等に対する支援の継続と充実のため、民間団体に対して、恒常的に財政支援(特に人件費、管理費)をしてほしい。 犯罪被害者等基本計画において、日本の被害者支援の目指すべき姿(民間相談員等の質と量、事務局体制の規模等)を明確にし、これを実現すべく、計画的に民間団体の財政基盤を構築する。財政基盤構築にあつては、民間団体が主体的に取り組むべきであるが、自ずと限界があるので、国及び地方公共団体も計画的に財政的支援を行うべきである。また、犯罪被害者等による講演会の講師謝金を補助してほしい。	204 206 207	A		民間団体の活動促進としてA

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
285	【民間団体に対する支援の充実】 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、自助グループ、治療共同体グループ等への財政的援助の充実に努める。これらの団体の活動に関する広報、民間の支援員等に対する研修における講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。具体的には、公の施設における会場費の減免措置や、会の運営に対する一定の補助金の支出等がある。	152 196 204 205 206 207 210	A		民間団体の活動促進としてA
286	【預保納付金の新たな活用方法】 まごころ奨学金制度にあっては、文科省が無利息の奨学金対象者枠を更に拡大する方向で検討を開始するなど、その存在意義が薄くなっている。したがって、犯罪被害直後の緊急時一時金の支給の財源としたり、民間支援団体に対する活動資金の援助とする方が、社会的意義が高い。預保納付金の利用方法につき見直しが必要である。 休眠口座や振込詐欺に悪用された口座の資金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能にしてほしい。	206	(前段) B (後段) C	内閣府 (犯被、経済 社会システム) 警察庁 金融庁	預保納付金の新たな活用方法の検討としてB 休眠口座の活用については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討するのは困難である。
287	【税制上の優遇措置に関する周知】 被害者支援を行う一定の民間団体に対する寄附にあっては、税制上の優遇措置を受けられるにも関わらず、広く国民に知れ渡っていない。大規模災害に対する寄附金等と同様に、税制上の優遇措置を受けられる旨、広く国民に広報してほしい。	210 211 228	B	内閣府 (犯被、 市民活動推 進) 警察庁	
288	【被害者支援センターにおける支援の充実】 被害者支援センターにあっては、被害者や遺族の声を十分に聞き、これらを受けて活動し、真に被害者に寄り添うことができる組織になってほしい。	212 213	B	警察庁	
289	【被害者支援団体による支援の実態調査】 内閣府において、全国の犯罪被害者支援団体による支援の質・量について実態調査を行い、各団体の実績を公表するとともに、支援に不公平な事態が生じないよう適切な指導監督を行ってほしい。	212 213	B	内閣府 (犯被) 警察庁	「警察における民間の団体との連携・協力の強化」及び「犯罪被害者等早期援助団体に対する指導」としてB
290	【性暴力被害等に特化した犯罪被害者等早期援助団体の認定枠等】 犯罪被害者等早期援助団体の中に性暴力被害に特化した認定枠を設けてほしい。DV・性暴力犯罪被害者支援に実績のある民間シェルター等を、性暴力犯罪被害者等に特化した犯罪被害者等早期援助団体に位置付けてほしい。警察と性暴力被害者支援団体等との有機的な連携を目指したモデル事業を行ってほしい。	212 213	C	警察庁	性犯罪被害等に特化した犯罪被害者支援団体であっても、指定のための要件を満たせば、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることは可能である。また、性犯罪被害者対応拠点モデル事業については、既に、平成22年から23年にかけて警察庁モデル事業として愛知県警察において実施しており、23年12月に事業の検証結果を取りまとめたもの。同検証結果については、内閣府作成の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引き」に反映されており、警察では、これらを踏まえ、関係機関・団体との連携を密にしながら、性犯罪被害者支援を推進しているところ。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
291	【犯罪被害者等早期援助団体に対する指導】 犯罪被害者等早期援助団体の中には、一定レベルの支援を維持できていない団体が存在しており、早急な指導が必要である。認定した後も、年度ごとに検証を行うなどしてほしい。また、犯罪被害者等早期援助団体と自助グループとの連携による支援ができるようにしてほしい。	212 213	B	警察庁	
292	【警察に被害申告しづらい被害者に対する支援】 性犯罪被害については、7～8割が親族を始めとする顔見知り加害者である。そのため、被害者も警察等に届けたり、相談したりすることが困難であるという特徴がある。また、被害を申告しても、顔見知りからの被害は「事件性がない」と判断されてしまうことも多く、「犯罪被害者等」の支援の対象となることが難しい。実際には、このような被害について、どういった運用がされているのかを知りたい。それを踏まえて、事件になるかどうかの警察の判断で支援の対象を決めるのではなく、例えばワンストップ支援センターや児童相談所に相談していることを条件にするなど、より幅広く対応してほしい。	155 177	A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA なお、基本計画の対象となる「犯罪被害者等」は、警察の判断で決められるものではない。警察が全く認知していない被害者であっても、他の関係機関・団体等において、被害者を認知した際には、関係機関・団体等と連携しつつ、必要な支援がなされている。
293	【性暴力被害者が隠れる必要のない社会を作るための教育と政策】 性暴力被害者は、被害を打ち明けることすらできず、諦めさせられていることを実感し、生活している人たちがほとんどである。性暴力被害者が隠れる必要のない社会を作るための教育と政策を行ってほしい。		A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
294	【女性・子どもに対する支援体制の強化等】 女性や子どもに対する性暴力について、もっと支援体制を強化するとともに、各地方公共団体による予防的な関わりを促進してほしい。		A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
295	【きめ細かな性犯罪被害者支援の充実】 性犯罪被害者として1つの枠で捉えられているが、特に、若い被害者、子どもの被害者、児童に対する性的虐待の被害者の支援に早急に取り組んでほしい。		A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
296	【特別なニーズを持つ犯罪被害者等への配慮】 特に配慮を必要とする被害者への施策を定めてほしい。偏見や差別が残る「性犯罪」、日本の法律だけでは対応できない「アメリカ軍兵士による犯罪の被害」、当事者の状況に応じた支援が必要な「外国人」、「障害者」、「子ども」など「犯罪に遭った方の人権」を中心に据えた課題設定と課題解決に向けた計画が必要である。		A C		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA なお、「アメリカ軍兵士による犯罪の被害」については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
297	【職場における性暴力への対応】 職場における性暴力犯罪について、その被害者を基本計画の対象として位置付ける。 (1) 被害を受けた当事者について、カウンセリング費用や医療費の公費負担の対象とし、また、休職・退職をよぎなくされた者を療養給付の対象とする。 (2) 被害者の休職・復職の際の産業医等による判断について、実態に即した判断基準を新設する。 (3) 産業医に対するPTSDに関する研修を充実させる。 (4) 労災認定にかかわる医療従事者・労働局関係職員等に対して、被害実態及びPTSDに関する研修を充実させる。 (5) 全国規模での被害実態調査、回復支援調査、復職・継続就労調査を実施する。 (6) 被害者の労災活用について推進する。		A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
298	【「企業組織内性暴力」への対応】 企業が本気で「企業組織内性暴力」撲滅に取り組むような基本計画見直しをお願いしたい。被害当事者も含めたプロジェクトチームを作り、現状を把握するところから行動するのも良いと思うが、一刻も早く、「企業組織内性暴力」を撲滅していただきたいので、下記のようなことを提案する。 (1)「企業組織内性暴力」被害を積極的に“労働災害”に認定する。セクハラ認定について、多々検討されているが、結局のところ、被害者が救済されない労災では意味がない。申告があり、目立った問題がなければ、認定を進めていただきたい。 (2)すぐに警察に通報するように推進し、「犯罪」として立件する。		A		被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA
299	【若年女子のための支援センターの設置】 性暴力被害等により望まない妊娠・出産をした若年女子のための支援センターを設置してほしい。そこでは、被害者が仕事や学業を中断することがないよう育児支援が受けられる。		C	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
300	【中長期的な支援の実施】 被害者は、事件後の長い時間を過ごす中で、事件後をどう生きるかというグリーフワークの問題に向き合わざるを得ない状況にある。事件は風化し、地域でも忘れられた存在になっている。被害者支援における長期的な支援として何が必要か、今一度考えて頂きたい。 中長期の支援に対応する相談所を設置し、長期のケア(医療・カウンセリング)、民事裁判等のサポート、自助グループなど回復に必要なケア・サポートを行う。		A		犯罪被害者等に対する中長期的支援としてA
301	【公設の「犯罪被害者支援センター」(仮称)の設置】 交通犯罪被害者等の犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」(仮称)を設置してほしい。また、自助グループが財政的支援を受けられる制度を整備してほしい。		C		新たな行政機関の創設は現状では困難である。
302	【被害者に対するワンストップ的な対応】 被害者側に対する日常的な相談援助にあつては、捜査に関わらない独立機関・組織を創設するとともに、捜査機関・裁判所等の司法機関は、当該独立機関・組織を活用できるようにしてほしい。		C		新たな行政組織の創設は現状では困難である。
303	【大学生を対象とした性暴力被害に関するカリキュラム等】 大学のカリキュラムに性暴力被害の項目を盛り込んでほしい。 また、大学内に相談窓口を設置するなどの支援策を検討してほしい。		C	内閣府 (男女) 文科省	大学におけるカリキュラムに盛り込んでほしいとの意見については、学問の自由があるため、大学の自主的な取組に期待するとしか申し上げることができない。また、窓口の設置に関しては、すでに99%の大学でセクシャルハラスメントの相談窓口が設置されている。
304	【公的機関の電話対応時の対応の改善】 公的機関での電話対応時の録音を義務付けるなどして、公的機関における被害者に対する対応の改善を図ってほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
305	【被害者や加害者等が参加するスポーツ活動への支援】 地域での被害者と加害者、関わりのある人が育むスポーツ活動を支援してほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
306	【犯罪被害者支援窓口の名称の統一】 支援担当窓口の名称が地方公共団体間や省庁間で異なると、犯罪被害者等は探すだけでも苦労することになる。犯罪被害者支援に関わる機関の窓口の名称を統一して欲しい。被害者等の利用者に分かりやすい窓口を設置してほしい。窓口職員の被害者に対する理解を促進してほしい。	91 92 93 96 99 142 167 186	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 厚労省 文科省	窓口の名称統一は困難であるものの、犯罪被害者支援に関わる機関の職員の被害者に対する理解の促進としてB
307	【被害者ノートの活用】 被害者ノートの必要性及び配布方法等について、警察、地方公共団体、民間支援団体、法テラス等で検討してほしい。市町村の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口も、生活支援を中心に中長期的に犯罪被害者等に関わるため、配布元として重要である。犯罪被害者が被害者ノートを必要とした際に、簡便に入手できるようにしておく必要がある。また、被害者ノートについて、被害者のほか、支援に関わる方々への活用を普及してほしい。		B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省	民間団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実としてB
308	【性暴力被害者に対する支援についての根拠法の制定】 性暴力被害者に対する支援についての根拠法を制定してほしい。被害者が利用しやすい支援を実現するため、大幅な予算措置をしてほしい。		C		立法事実が明確でないことから、見直しの場で検討することは困難である。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
309	【被害者等への理解を深める教育の推進】 学校教育の中で小学生の頃から被害者等への理解を深める教育を推進してほしい。	214 ～ 220	B	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 文科省	
310	【学校教育における犯罪被害者等による講演の実施】 学校教育の中で、年1回「生命の授業」として犯罪被害者等による講演時間を盛り込んでほしい。	214 ～ 220	B	警察庁 文科省	
311	【学校における生命(いのち)のメッセージ展の開催】 小中高校での学校教育の中に、民間団体が行っているパネル展示の取組を組み入れてほしい。 そのパネル展示と並行して、教職員や生徒・保護者に、参加遺族の生の声を聞いてもらう機会を作ってほしい。 また、文部科学省においては、学校や教育機関の教師、スクールカウンセラー等に同取組への理解が深まるようにしてほしい。	214 ～ 220	B	警察庁 文科省	民間による具体的な取組の1つを基本計画の中に記載することは適切ではないが、学校教育における犯罪被害者等への理解促進の観点からB
312	【犯罪被害者の人権を中心に据えた人権教育の取組強化】 被害者施策は「支援」だけが独り歩きしては、被害者が再び置き去りにされてしまう。犯罪被害者の人権を中心に据えた人権教育の取組を強化することは地道な取組だが、欠かすことのできないものである。	215	B	文科省	
313	【人権教育等を踏まえた性教育等の徹底】 命の大切さや人権教育を踏まえた性教育の徹底を図る。また、性犯罪被害に遭った時の相談先等の教育をしてほしい。	214 215	B	文科省	
314	【民間団体のプログラムを取り入れた学習指導要領】 子どもへの暴力防止やデートDV防止等実績のある民間団体が行っているプログラムを学習指導要領の中に取り入れ、必ず実施してほしい。また、親や教師から犯罪被害に遭っている子どもがいることを踏まえた内容にしてほしい。	214	B	文科省	子どもへの暴力抑止への取組としてB
315	【いじめ等から子どもを救うためのアンケートの実施】 学校でのいじめ及び家庭内での虐待を受けている子ども達を救うため、保育園・幼稚園・小学校・中学校で子ども達に対するアンケートを実施してほしい。アンケート内容は、子ども目線での内容とし、項目に挙げる内容自体をまず子ども達に聴くように努めてほしい。	217	B	文科省 厚労省	子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組としてB
316	【警察による「命の大切さを学ぶ教室」の実施】 学校教育における「命の大切さを学ぶ教室」にあつては、広く若い人に被害者の思いを伝える場であり、これが警察の事業の中に位置付けられ、継続されていることは被害者等の大きな励みになっている。	219	B	警察庁	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
317	【学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進】 「命の大切さを学ぶ教室」の開催にあっては、学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進と重なるので、これらにあっては文部科学省において実施し、教育委員会から直接、講演者又は団体に依頼するなどの委託契約の見直しを行ってほしい。	214 219	C	警察庁 文科省	要望番号(316)の意見・要望のように、「命の大切さを学ぶ教室」が警察の事業の中に位置付けられていることを評価する意見もある。
318	【犯罪被害者等に対する国民の理解の増進】 犯罪被害者週間に開催されるシンポジウムは、国民の総意を得ることを理念として掲げているが、犯罪被害者等と関連団体のみの参加である。一般の人々の参加無くして、理解を得ていくことは困難である。	221 ～ 234	A		被害者を支える気運の醸成としてA
319	【内閣府による啓発事業等の実施】 内閣府においては、毎年度、東京及び複数の地域で啓発事業や研修事業を実施しているが、犯罪被害者等の置かれている状況や心情等についての国民全体の一層の理解が必要であることから、引き続き、地方における啓発事業や研修事業を充実させてほしい。	142 221	B	内閣府 (犯被)	
320	【効果的な広報啓発活動の実施】 過去10年間の広報啓発活動を振り返り、今日的に有効な広報啓発は何かを見直す時期にきている。基本計画の中で、この見直しを行い、現状の広報啓発活動を構築し直し、効果的な広報啓発活動を行ってほしい。 被害者の置かれた状況等に関する国民の理解等が広く浸透したと言い難いことから、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)を中心に11月を「犯罪被害者支援強調月間」と位置付ける。そして、犯罪被害者支援を促進する気運を、より一層醸成するため、国・地方公共団体・企業・各種団体等が連携した大々的な「国民運動」を展開してほしい。 啓発ポスターには、悲惨さを伝えるため、高速道路のサービスエリア等に展示されているような事故の現場写真を載せてほしい。	221 ～ 234	A		被害者を支える気運の醸成としてA
321	【国民に対する広報啓発、国及び地方公共団体の情報共有・連携】 国民に対する広報啓発・国及び地方公共団体の情報共有と連携に関して、国の取組として、より具体的な内容(例えば、犯罪被害者等当事者の生の声を伝えるシンポジウムや、地方公共団体間でより一層連携を図れるような意見交換会の実施等)を盛り込んでほしい。	221 ～ 234	A		被害者を支える気運の醸成としてA
322	【犯罪被害者等に対する理解の促進】 犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民の正しい理解の増進を図り、被害者を支える機運の醸成を図ってほしい。	221 ～ 234	A		被害者を支える気運の醸成としてA
323	【性暴力禁止に係る広報啓発】 「性暴力禁止」の広報啓発を強く望む。	222 228	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
324	【女性に対する暴力禁止に係る広報】 アメリカ政府が出した「1 is 2 Many PSA」動画は、社会的地位が高く影響力のある男性達が、女性への暴力は決して許してはいけなと語りかけるインパクトのあるものだった。日本でも実施すると社会の意識が変わると思う。	222	B	内閣府 (男女)	女性に対する暴力禁止に係る広報としてB
325	【性犯罪被害者に対する情報提供】 性暴力被害者に情報提供するための大規模なキャンペーンを定期的に行う。情報提供の在り方を工夫し、携帯やスマホ等からアクセスしやすくする。	222 228	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁	
326	【世界道路交通犠牲者の日における啓蒙活動】 世界道路交通犠牲者の日(11月第3日曜日)は、国連が2005年に決議して、推奨されている行事である。日本でも、国レベルで被害者団体とともに啓蒙活動ができるような方向性で取り組んでほしい。	223	B	内閣府 (交通)	政府においては、長年春・秋の全国交通安全運動を実施しており、国民の間にも広く定着しているところである。また、交通安全関連行事の中で黙とうを行うなど、交通事故被害者への哀悼の意を示しているところである。 世界道路交通犠牲者の日に国レベルで更に啓蒙活動を行うことは困難であるが、複数の交通事故被害者等の団体において、世界道路交通犠牲者の日にちなんだ取り組みが行われていることも承知しており、その内容等について所要の検討を行ったうえで、必要に応じて協力して参りたい。
327	【各種媒体を活用した若者に対する情報提供】 被害に遭う未成年者が増えていることから、若者に情報が届きやすくするため、スマホや携帯電話等を活用した情報提供を行う。	228	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施としてB
328	【SNS の活用による情報提供】 情報提供について、SNS の活用を盛り込むべきである。ツイッター等も一方通行的な投稿ではなく、双方向の対話ができるような工夫が必要であり、特に若年者用のLINE も開設すべきである。「これって犯罪？」的な簡易の質問にも答えられるようなSNS に関する体制の早急な構築が望まれる。相談を受ける側の対等な対応を担保するため、若年層、またはそれに近い年齢層の支援者を配置すべきである。	228	B	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施としてB
329	【県民報・市民報の活用】 犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、県民報・市民報を更に活用し、それらに最も目を通す可能性が高い高齢者から順次、より若い家族達に伝わっていくようにしてほしい。	228	B	内閣府 (犯被)	地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する広報の促進としてB

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
330	【パンフレット・冊子類等の一覧の作成】 内閣府を始めとする各省庁で犯罪被害者等に向けての各種パンフレット・冊子類等の作成及び配布がなされている。それらパンフレット・冊子類等について、一目で判り易い一覧にしたものを作成するよう盛り込んでほしい。その場合、まず大人向け・子ども向けに大別し、更に犯罪内容の大まかな大別や作成省庁を記した一覧にしてほしい。	228	B	内閣府 (犯被)	
331	【内閣府が発信するメルマガの被害者団体への配信】 各地方公共団体に向けては内閣府がメールマガジンを発信し、各地方公共団体における先進的な取組事例等の情報共有が促進されている。このような情報は、被害者団体にも必要である。希望する団体は、内閣府が発信するメルマガの配信先に加えてほしい。	141 142 228	B	内閣府 (犯被)	民間団体に対する情報提供の充実としてB
332	【民間団体に対する情報伝達】 各民間団体に情報が行き渡るように、任意登録(メルマガ)の情報伝達システムを内閣府推進室の中に作ってほしい。	228	B	内閣府 (犯被)	民間団体に対する情報提供の充実としてB
333	【国連の子どもの権利条約に基づく視点をもった教育】 国連の子どもの権利条約に基づく視点をもった教育が必要である。教職員育成カリキュラムにおいて、「生命・身体・自由の尊重」に関する科目を必修にしてほしい。	63 236	B	文科省	
334	【事件発生前の介入トレーニングプログラムの実施】 犯罪の発生状況について、被害者が特定されないように工夫しても被害者が読めば分かる内容ならば、警察に届け出ようと思わなくなる。犯罪の発生状況を掲載するよりも、効果的な介入プログラム等の実施に取り組んでほしい。アメリカで行われているような、周囲に居合わせた者が事件が起こる前に介入することをトレーニングするプログラム(bystander intervention)を充実させることなどにより、地域社会の意識が高まる。	239	C	警察庁	被害発生 of 未然防止に係る要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
335	【交通事故被害者に関する統計の周知】 内閣府の交通事故に関する統計に後遺障害者数を併記するとともに、負傷者数についてその内訳(軽傷・重傷の別、障害認定を受けている者)を記載してほしい。物損件数も記載してほしい。また、警察庁の統計を内閣府のものと同内容にしてほしい。	241	B	内閣府 (犯被、交通) 警察庁	内閣府が作成する白書の交通事故データは警察庁の統計に基づくものである。警察庁の統計において把握できる範囲を確認するとともに、掲載の適否について検討したい(内閣府(交通))。 負傷者数の内訳のうち、軽傷・重傷の別の記載については、犯罪被害者等に対する情報提供の充実としてB(警察庁)

○ その他の要望事項

要望番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
336	【親権の一時停止と仮親権者制度の創設】 夫婦間で、一方が加害者・一方が被害者となる事件で、被害者が死亡した場合、加害者が子どもの親権者となるが、それが不適切な場合がある。民法では、親権停止の審判等(834条の2)があるが、刑事裁判で有罪が確定しないと利用できない。刑事裁判中は一時親権を停止し、仮の親権者を設けてほしい。現在は、被告人の同意の下、祖父母と養子縁組するなどの方法で対処しているが、法整備が必要である。		C	法務省	家庭裁判所は、その裁判資料から「父又は母による親権の行為が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」という要件を満たすと判断すれば、親権を停止することができるのであって、親権停止制度は、「刑事裁判で有罪が確定しないと利用できない」ものではない。また、親権停止の申立てを受けた家庭裁判所は、親権停止の審判をする前に、保全処分として、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる(家事事件手続法第174条第1項)。したがって、要望については現行法でも対応することができおり、新たな計画の策定は必要ないものと考えられる。
337	【胎児の人権】 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱ってほしい。加害者の刑事罰、損害賠償及び保険制度においても、胎児の人権を認め、保障を万全にしてほしい。		C	法務省 国交省	・加害者に対する厳正な対処を望む被害者の心情は理解できるものの、新たな刑罰法令を設けることは犯罪被害者等施策の範囲を超えるため、胎児の被害についての加害者への刑罰についてはC ・損害賠償については、民法においてすでに規定されていることからC ・保険制度については、自賠責保険における権利主体は民法の規定によることからC
338	【自動車運転処罰法の改正】 自動車運転処罰法の危険運転致死傷罪等については、目的等の主観的要素の要件を緩和するなど危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正してほしい。同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げ、死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑にしてほしい。 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げてほしい。自動車運転処罰法第5条に残された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
339	【ひき逃げ事案等の重罰化】 被害者が死亡した場合は、犯人が逃げた時点から新たに殺意が生じることもあり、交通事故のひき逃げも含め、「事後殺意」と明記すべきであり、更なる重罰化を検討する必要がある。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
340	【時効撤廃の対象の拡大】 告訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なわせる悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪など自動車運転致死傷行為に関わる犯罪も加えてほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
341	【時効撤廃の見直し】 残存する時効を撤廃したのは、時効の原点を侵すことであり、許されることではない。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
342	【被害者等の人権の尊重】 被害者は、死んでしまえば、裁判では単なる証拠物扱い、人権は欠けられない。一方、加害者は最大限人権が守られている。 被害者の過失の有無により、加害者の刑を減刑するのは、被害者を裁いているのと同じである。加害者が責任能力なしとされた場合、加害者は責任を負わない。この場合の責任の所在を法律又は裁判で明示すべきである。責任の所在が不明のままでは、遺族が救われない。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	整理案	関係省庁	備 考
343	【逸失利益の計算方法】 現行の逸失利益の計算では、過酷な中間利息控除が行われており、将来的に生活費が枯渇することとなる。民法改正で法定利率が5%から3%に変更され、少し緩和されるが過酷なことに変わりはない。解決策として、逸失利益の中間利息控除利率として「実質利率(預金金利－インフレ率)」を採用する。 民法改正仮案では、被害者が『真に利得する限度』に比して過大に中間利息を控除することになる。これは、犯罪被害者等基本法12条所定の「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切な実現」とは言い難いと言わざるを得ない。中間利息に関する民法改正仮案は、死亡時の法定利息という一点で、将来数十年にわたる中間利息の控除割合を決めてしまうという問題点がある。中間利息の控除割合を専ら銀行の貸出金利の平均という名目金利に従うこととしており、名目金利の上昇分から物価上昇分を控除していない。そのため、被害者は中間利息控除により、不利益(過度の中間利息の控除)を被る可能性がある。犯罪被害者等基本法の趣旨に合致した対案を検討してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
344	【民法167条(債権の10年時効)の時効延長】 被害者が時効中断のために再提訴している事例もあるので、民法167条(債権の10年時効)の時効を延長する改正(20年～30年)をするか、撤廃してほしい。被害者の訴訟費用負担の軽減を図ることができる。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
345	【同一の少年院・刑務所における男女の処遇】 男女と一緒に処遇する少年院や刑務所を作してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
346	【事件事故に関する原因調査機関の設置】 刑事手続とは別に事件事故の原因を調査する専門機関を作してほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
347	【マスコミによる二次被害の防止】 犯罪被害者にあっては、マスコミからの二次被害が後を絶たない。つい最近も、裁判員裁判中に掲載された「コラム」が被疑者寄りの内容であったため、被害者遺族は苦しめられた。公平公正な審議をする方々にとっても、影響が出る可能性がある。マスコミに対しても、被害者の声を聴くなどの研修会や意見交換会等が必要不可欠である。		C		被害者遺族の心情は理解できるものの、メディアの表現の自由に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠を超えている。
348	【インターネット犯罪に対する市民の自己防衛教育等】 インターネット犯罪への即効的対応だけでなく、市民の側が自己防衛できる力を育む市民教育・学校教育による市民・子どもへの係わりを重視してほしい。また、企業はインターネットを利用した安易な営業活動を行わないという企業倫理の育成に係る努力を市民と行政の協力の下で進めてほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討すること困難である。
349	【IT等を端緒とした被害の防止】 ゲーム、SNSを含むIT等を端緒とした被害を防止するためのリテラシーを強化する。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
350	【新たな技術を活用した交通事故防止】 高速道路の自動運転を実施してほしい。事故の起きにくい道路や市街地デザインを作してほしい。一方通行を逆送した車両の運転手に対して警告が出るようなナビゲーションシステムを開発してほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

要望 番号	要望事項	関連する主な 現行施策	整理案	関係省庁	備 考
351	【各種対策の迅速な推進】 人心の劣化・低下が着実に進む中、犯罪を犯罪とも思わない人種が事件事故を起こす例が多数出現している。国は、これらの流れに遅れないよう各種対策を迅速に進めてほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
352	【少子高齢化対策としての外国人受入れ】 少子高齢化対策として外国人を受け入れるのは反対である。日本人を増やす対策が、唯一の少子化対策である。日本人の変わりに外国人はならない。		C		犯罪被害者等施策の枠を超えていることから、見直しの場で検討することは困難である。
353	【専門委員等会議の進め方】 専門委員等会議では、既存制度に係る説明は事前に文書等で行い、会議では、今後どうあるべきかについて議論するなど、会議の場における検討を充実されるべきである。		C	内閣府 (犯被)	今後の会議の進め方の参考としたい。
354	【基本計画見直しに関する意見・要望の応募期間】 基本計画見直しに関する意見・要望の応募期間が短すぎる。2～3か月は必要である。		C	内閣府 (犯被)	今後の参考としたい。